

総務文教常任委員会記録

令和 7 年 1 月 2 8 日

【開催日】 令和7年1月28日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後5時9分

【出席委員】

委員長	伊場 勇	副委員長	森山 喜久
委員	大井 淳一朗	委員	岡山 明
委員	笹木 慶之	委員	白井 健一郎
委員	松尾 数則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

協創部長	篠原 正裕		
文化スポーツ推進課長	原田 貴順	文化スポーツ推進課長補佐兼スポーツ振興係長	三浦 裕

【事務局出席者】

局次長	中村 潤之介	議事係長	岡田 靖仁
-----	--------	------	-------

【審査内容】

- 1 所管事務調査のスポーツ施設における輻射式冷暖房の導入について
- 2 その他

午後1時30分 開会

伊場勇委員長 皆さん、こんにちは。ただいまより、総務文教常任委員会を開会いたします。審査内容1、所管事務調査、スポーツ施設における輻射式冷暖房の導入についてです。この案件につきましては、今までに数回の委員会を重ねている状況です。昨年6月27日に所管事務調査報告もしております。そこの最後で、今後の委員会として、熱源の選択についてはプロパンガス協会から情報を得たプロパンガスの利点や市内業者の育成も考慮することなどを踏まえ、現実的なコストや避難所としての機能強化、市全体のバランス、分散型エネルギーの確保、合理的な未来的

投資等を考慮し、委員会として方向性を判断していくと締めくくっております。本日の委員会については、まず、12月27日までに提出される契約であった実施計画がまだ提出されていませんでしたので、その旨の説明を担当課にさせていただきます。そして、スポーツ施設への冷暖房の導入の意義など、この事案の在り方について原点に返って再度確認したいと思います。皆さんの認識や担当課の考え等を再確認させていただきたいと思います。（3）以降につきましては、市民の方から資料を入手いたしましたので、このことについて、問題ではないかというところを提起させていただく中で、委員の皆さんからの御意見も頂きたいと考えております。まず、（1）実施設計についてです。執行部からの資料もありますので、まず執行部からの説明を求めます。

原田文化スポーツ推進課長 （1）実施計画について、執行部からの資料として、お手元に市民体育館整備事業（実施設計業務について）という資料があると思います。御覧ください。令和6年度につきましては、実施設計業務を設計業者に委託しております。当初の契約です。令和6年6月5日に契約を締結しまして、委託期間につきましては、仕様書にあるとおり、令和6年6月5日から令和7年1月24日までとし、業務を委託したところです。しかしながら、中段のところを見ていただくとお分かりのとおり、下から3番目の図面提出のところ、理由は後ほど説明させていただきますけれども、こちらの電気機械関係の図面の提出が少しずつ遅れてきておりまして、11月25日付で金抜き設計書、本来であれば、積算資料を11月末までに提出していただくところ、こちらがずれて、今のところ2月14日までの工期延長を認めたところです。また、こちらの金抜き設計書、積算資料等の提出を受けまして、最終的な成果品、設計見積書等を受け取る日にちを2月28日と設定しておりまして、最終的な履行期限を令和7年3月18日までに延長したところです。なお、契約締結につきましては11月25日付で、金額の増減はなし、さくら設計と契約を締結したところです。なお、2番目は理由です。委託期間の延長した理由について2点ほど挙げさせていただいております。

「空調設備の熱源決定に時間を要したため」とありますけれども、こちらよりは受変電設備の改修範囲の調整に時間を要したことが要因となりまして、各種図面の提供が遅れてきたといったところです。受変電設備の改修につきましては、本来であれば、熱源決定というか、今のところ都市ガスでの熱源で、ガスヒートポンプを使うといったところから、今年度はキュービクル高圧電源を触らない方向で調整をしてみたいと思いますが、市民体育館は昭和62年の竣工以来38年が経過しておりまして、キュービクルはその当時に設置したということで、全館的に電気を供給する上で、やはり今回の財源を活用しながらキュービクルを改修したほうがいいという判断に至りました。私ども担当課と建設部での協議を踏まえまして、この期間延長を認めたところです。

伊場勇委員長 説明が終わりました。実施設計が2か月遅れた理由等々について説明がありましたが、質疑がある委員は挙手にてお願いいたします。

大井淳一郎委員 最後に、委託期間延長の理由として受変電設備の改修内容の調整に時間を要したためという説明がありました。当初、これは改修しない方向だったんですか。

原田文化スポーツ推進課長 空調システムの電源の在り方について、今回は3点ほど検証したところです。もし動力源に電気のみを利用するのであれば、キュービクルを改修する方向でした。電気の容量をかなり使うという想定ですので、そのように想定していました。しかしながら、LPガスまたは都市ガスを介したGHP、つまりガスヒートポンプを利用する場合は、空調への主な動力源はそちらで対処できますので、キュービクルの更新までは必要なく、できるだけそのままにしようといったところで協議を進めておったところです。しかしながら、先ほどの説明を繰り返しますけれども、老朽化に伴う原因がやはり大きいということで、今後数年間、市民体育館の利用期間を延ばすわけではなく、まだ10年から20年、状態がよければそれ以上に継続して使用していく建物ですの

で、この際変えたほうが良いといった判断に至ったところです。

大井淳一郎委員　その判断を変えたポイントになったのは老朽化ということなんですが、老朽化はあらかじめ分かっていたことです。改修については今のところ都市ガスという方針を決められているのですが、改修する必要があるということはもう分かっていたんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長　状態がよければ耐用年数的にもまだ維持できるものと考えておりましたが、あまりよくない状態でしたので、この際、空調設備の導入に係る設備費ということで、かねてからの話になっております緊急防災減災事業債の要件にも当てはまっておりましたので、このタイミングで変えたほうが有利ではないかという判断に至ったところです。

大井淳一郎委員　前提からの確認になるんですが、この変更の調整を求めたのは執行側ですか、設計会社側ですか。

原田文化スポーツ推進課長　執行部からとなります。

森山喜久副委員長　そもそもキュービクルの更新はもともとの計画に上がっていましたよね。その辺はどうなんでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長　当初予算に上げさせていただいた事務事業調書等にキュービクルと書いておりましたので、こちらのことを副委員長は言われたのだと思います。そもそもこちらに上げておりましたのは、電気またはガスヒートポンプということで、いずれにしろ可能性のあるものを予算を計上させていただいております。当初予算の資料を見ていただくと分かります、キュービクルの見積書等は取っておりません。今すぐ更新をしなければならないといったものではありませんでしたので、

取り急ぎは想定されるものを列挙したといったところです。当初からキュービクルを更新するといった想定はありませんでした。

森山喜久副委員長 トイレもそのときは改修する予定ではなかったということなんですか。

原田文化スポーツ推進課長 財源等の兼ね合いもありましたので、全ての可能性があるものを列挙させていただきまして、取れるものは取っていきたいというところから挙げたものでして、トイレの改修はこのたび行う想定でした。

伊場勇委員長 キュービクルを更新すると決めたのは、いつですか。

三浦文化スポーツ推進課課長補佐兼スポーツ振興係長 仕様書に書いてありますように、熱源などを比較した後に受変電設備の内容について協議により決定するとなりましたので、業者や電気関係の担当者と話をしたのは恐らく10月に入ってからです。そこから確認をしながら進めていたところになります。

伊場勇委員長 10月では遅かったということではないですか。もっと早く協議できていたら、2か月も遅れることはなかったんじゃないかと思うんです。

原田文化スポーツ推進課長 繰り返しになりますけれども、ガスヒートポンプを導入する方向でしたので、本来であればキュービクルを触る予定はありませんでした。触らないという判断をしていたんですが、10月下旬ぐらいに電気技師からも実は定期点検で指摘を受けているという報告が上がりまして、それを踏まえると、今回の財源を活用して更新したほうが良いという判断を受けましたので、そちらの変更を認めたところです。

伊場勇委員長 熱源が電気になった場合にどうなるかと想定すれば、キュービクルの更新もあり得たと捉えられますね。であれば、キュービクルの更新が必要かどうかは、前段階でもっと調査すれば分かるはずだったんじゃないんですか。これについてはどうですか。

原田文化スポーツ推進課長 結果としましては、委員長の御指摘のところはあろうかと思います。しかし、我々だけではなくて、建設部と協議をする中で、ガスヒートポンプであればキュービクルの更新は電気容量的には必要ないということを受けておりましたので、ガスヒートポンプの方向で進める中でキュービクルまでは触る必要はないと判断していたんですけども、結果的に将来を考えてもこのタイミングで変えたほうが良いという判断になりましたので、関係各課と協議した結果、このタイミングで判断したものです。

伊場勇委員長 判断した日時はいつですか。

三浦文化スポーツ推進課課長補佐兼スポーツ振興係長 詳細な日時は覚えていないですが、10月に入りまして電気の担当者と設計事業者との打合せをして、その時点で話をしております。

伊場勇委員長 日時は分からないということですね。（うなづく者あり）

森山喜久副委員長 先ほど説明にあった、定期点検で指摘があったというところを具体的に教えてもらえますか。今年度の指摘だったのか、昨年度までもあったのか、その辺も教えてください。

原田文化スポーツ推進課長 手元に資料はありませんけれども、老朽化につきましては、やはり20年を超えてくると老朽化の扱いになってくると思いますので、日頃から指摘は受けていたと思っております。ただ、替えるまでに至るかどうかの判断は、このたびしたところですよ。

森山喜久副委員長 替えるかどうかは、定期点検の結果を踏まえて判断するのか。そして、替えると判断した大きな理由は何でしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 このたびの財源等も含めての判断だと思っております。今後、市民体育館のキュービクルの耐用年数はいつか切れるものですので、将来を踏まえて考えた中で、このタイミングで替えたほうが財源も有利だとの判断です。

森山喜久副委員長 その財源は緊急防災減災事業債だと思うんですが、それはもともと当初からそういう予定だったんじゃないんですか。どうなんでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 副委員長のおっしゃるとおりで、そちらの財源を使う予定でありました。ただし、そちらが有利な財源と言いながらも、市費の負担が伴うものです。替えなければいいものをあえて替える必要はないと思っているところですので、当初はキュービクルまでは触らず、まだ数年もつんではないかと判断していたところです。

森山喜久副委員長 当初、執行部は電気だけで計算しようとしていたところ、委員会がＬＰガスとか都市ガスとかと比較しなければいけないんじゃないかと指摘して三つの熱源で見積る形になったと記憶しています。当初は電気だけでやろうというわけじゃなかったですか、その辺はどうでしたか。

原田文化スポーツ推進課長 電源に関しましては、当初から電気、ＬＰガス、都市ガスの三つのパターンを想定して動いたつもりです。

岡山明委員 想定は三つありましたね。それに電気が当然入っていると思うんです。そういう状況で今回の変電設備の更新という話になるとおかしく

なりますよね。最初の時点で、電気、L P ガス、都市ガスの三つ熱源でスタートして、電気も当然入っていた状況で、今回新たにキュービクルの更新という話になっているとなると、つじつまが合わないですよ。最初の時点で更新する必要があったんだから、今になって施設の更新をするということは、つじつまが合わないと思っています。スタートの時点で電気が外れていたという状況で、2階は電気のハイブリッドで施設を使うという状況になれば、当然その部分をしっかり調査するのが前提としてあるべきものが、今回それがぬけていたという状況が考えられるんですよ。そういうことはないですか。

原田文化スポーツ推進課長　今の御質問ですけれども、もともと電気を動力源として空調を稼働するとすれば、かなりの容量を使います。そうすると、旧来型のキュービクルではなくて、新しく増設を兼ねて大型のキュービクルを導入しなければいけないということは分かっておりました。その中で動力源の話をさせていただくと、1階はG H P を主に使っていき、2階は一部空冷式を使いますので、ガスヒートポンプを主な動力源としますので、電気だけではないんですけれども、一定の電気を使う中で電気容量だけ見ると、既存のキュービクルで事足りるという判断をしておりましたので、触らなくていいものはできるだけ触らないという方向で進んできたんです。しかし、先ほどの繰り返しになりますが、定期点検での指摘と今後の将来を見据えた中で、やはりこのタイミングでキュービクルを更新したほうがいいという判断をしましたので、そこから設計業者に電気設備の図面を再度書かせたものです。

大井淳一郎委員　すみません、先ほど聞き漏らしたと思います。今のキュービクルは、いつ交換されたんですか。キュービクルの耐用年数も分かれば教えてください。

原田文化スポーツ推進課長　現在あるキュービクルは竣工当時のものです。昭和62年竣工ですので38年経過しております。一般的にキュービクル

の耐用年数は２５年程度と承知しているところです。

大井淳一郎委員　そうですね。耐用年数は２５年で、やはり３８年経過していることからすれば、当初から改修の方向で計画されたほうがよかったのではないかと思うんです。そのような判断に至らなかった理由が分かれば教えてください。

原田文化スポーツ推進課長　今にして思えば、その辺も深く考慮する必要があったと思うんですけれども、ただ、直近におきましては、指摘を受けながらもキュービクルは正常稼働しておりますので、このあたりについては繰り返しになりますけれども、できるだけ触らなくていいものはあえて触らないといった方向で考えたところです。

森山喜久副委員長　再度確認します。３月の分科会の中で、私がこの輻射式冷房システムの動力は何かと聞いたら、あくまで電気ですという回答だったんですよ。その中でＬＰガス、都市ガスがありますよねという話の中で修正してこられたと記憶しているんですけど、どうなのでしょう。

原田文化スポーツ推進課長　こちらで輻射式冷暖房の全国の事例を把握させていただきました。議員にも資料をお渡ししたと思うんですけれども、全国的に見て多いのは電気、つまりＥＨＰを介した動力源と理解しておりました。一方で、ＧＨＰの動力源も数例ありまして、そのＧＨＰの中にＬＰガス、都市ガスを動力源とするものがありました。設計書を出す段階におきましては、こちらの三つの動力源を比較検討した上で最終決定を図るとしたところです。

森山喜久副委員長　その設計書を出したのは何月ですか。

原田文化スポーツ推進課長　５月だったと思います。

森山喜久副委員長 3月の当初予算のときは電気を中心として考えていらっしやったんでしょう。であれば、キュービクルを更新するのは前提条件じゃないですか。その中で決定されずに何かずるずると来たと感じられるんですよ。その辺はどうなのかということを再度教えてください。

原田文化スポーツ推進課長 繰り返しになりますが、電気であればキュービクルの更新が必要だということは承知しておりました。ただし、熱源としては、GHP、いわゆるガスヒートポンプを利用することになった上で計算したところ、電気容量としてはキュービクルを変更するには至らないと一旦判断したところです。

大井淳一郎委員 履行期限を変更したことによって全体の工事計画に何か影響はあるんでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 予算編成を現在進めております。こちらにおきましては、概算額で頂いたものがありますので、こちらを基に予算要求をさせていただいております。今のところ3月18日で履行していただければ、次の入札には間に合うと解釈しておりますので、こちらに関して工期がずれることはないと考えております。

大井淳一郎委員 以前にも御答弁されていますが、工事計画を教えてください。たしか秋にかかっていて、1年後という話だったと思います。

三浦文化スポーツ推進課課長補佐兼スポーツ振興係長 来年度予算がつきました、もし当初予算がつきましたら、夏前までに入札し、また、金額が大きいものになりますので、議会の承認も必要と考えております。当初で行くと、9月議会での御承認を頂いて、10月から工事に着工して1年半ですので、令和7年の秋着工で令和9年3月の時期までは体育館が使用できないということで考えております。

岡山明委員 電源の部分でお話を聞きたいんです。停電の際に自動起動する、今後、無停電で起動できるシステムは今後検討されると思うんです。事前の体制で自動起動の形が整ったかどうか。資料6を見ると電源的にも余裕があるという状況で、50キロボルト中11キロボルト使用という状況で、残りが三十数ボルトあるということで、停電時の対応はできると書いているんです。将来的に無停電の装置ができて対応は可能という状況でいいんですね。

伊場勇委員長 後で話そうかと思っていたんですけど、簡潔に言えるのであればお願いします。このたびはキュービクルの更新で遅れているので、それが関係するかしらないかです。

原田文化スポーツ推進課長 それとは関係しないものです。

伊場勇委員長 2か月遅れるということはあってはならないことだと思うんですよ。基本的に契約して履行するわけで、もうやむを得ない事故などの突発的な何かが起これば遅れるのはしょうがないと思うんです。私たち委員会が注視しているものですから、「そうですか」で終わることはできないんです。2か月遅れた責任は執行部側にあったということでしょうですか。

原田文化スポーツ推進課長 執行部から依頼して電気図面の書き直しを依頼したものです。

伊場勇委員長 では、この2か月の遅れは執行部の判断が遅れたことが原因ということですね。確認です。いかがですか。

原田文化スポーツ推進課長 判断が遅れたと言われたならば、判断が遅れたことになるかとは思いますが、そのときそのときの事情を推察しながら進めてきたものでして、その時点の判断としては間違いなかったと

思っております。

伊場勇委員長 言い方の問題ですね。はい、分かりました。

大井淳一郎委員 今まで委託期間延長の理由としてキュービクルの話があったんですが、空調設備の熱源決定に時間を要したことはあまり理由ではないという言い方だったんですが、これには一部の委員から、L P ガスのほうが優位なんじゃないかと指摘があったことも起因しているんでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 資料提供等の面で多少てこずったところはあったと思います。ただ、そこに書いてあるとおり、10月3日に委員会が開催されたときに、業者には熱源変更にいつまでなら対応できるのかと確認し、10月10日まで持っておりましたので、そちらに関して大きく遅れた理由が生じたとは思っておりません。

大井淳一郎委員 これは後で詳しくやるんでしょうけど、当初出されたものは、L P ガスの単価が619円ぐらいで出ていたものが、委員会から乖離があるんじゃないかと指摘し、後に陳情書も出たので陳情者の意見を聞くと、単価は310円ぐらいでできるとあったと。それで、議会が310円で計算し直したらどうかということで出し直したという経緯がありましたね。今ここに書かれてあることは、そういうことなんですか。

原田文化スポーツ推進課長 一部その要素もあるとは思っております。

大井淳一郎委員 分かりました。一部あると思います。それ以外はどういったことなんですか。繰り返しになるかもしれませんが、御答弁ください。

原田文化スポーツ推進課長 後ほどになるかもしれませんが、価格のと

ころは、いろいろあると思うんですけれども、これらを踏まえた上で、ここにいる我々は、いわゆる行政職員ですので、専門的な知識は持っていないところです。その辺りを、委託金を払っている業者に提示してもらえればこのような行き違いはなくて、もっと早い段階で熱源については結論が出ていたと承知しているところです。いわゆる民生価格だけではなくて、LPガス協会が提供できる、市民体育館で使うべき容量であればこの価格で提供できると。ただ、こちらについては、根拠が乏しいところもあったと感じていますので、そちらに関しては、民生価格はこの価格ですと。その中で提示された料金が初めからあればこのようなことはなかったと感じておるところです。しかしながら、陳情者の方を含めて、御指摘頂いたおかげというか、その辺りも分かったところで再度業者に資料の提供を求めたところがありますので、そちらの作成時間ということにはなるとは思いますけれども、それらが当初から整っておればこのようなこともなかったといったところもありますので、最終的に通常であれば、通常であればといった言い方はどうかと思いますけれども、期間延長があった場合、工事監理費等の設計でも期間延長になった場合、金額が上がる場合がありますけれども、その辺りの期間や金額の変更はなかったといったところです。

白井健一郎委員 履行期限が延びたことによって、具体的にどういうマイナスが今後発生されると予想されるか、まとめてお話ししていただけますか。

原田文化スポーツ推進課長 繰り返しになりますが、今後の工事に関する影響はほぼないと思っております。影響があるとすれば、先ほど概算で予算要求をしていると申しましたが、このあたりが詳細設計であればもう少し金額を落とせたんじゃないかということ指摘されれば、そういった面のマイナスは確かにあると思います。しかし、基本的には工程に関してのマイナス面はないと感じております。

白井健一郎委員 工程と一言でおっしゃいましたけど、もうちょっと具体的に、

どういう工程が今後予想されるのかということを詳しく説明してください。

原田文化スポーツ推進課長 もともと今年度に関しましては、実施設計業務を委託しておりましたので、来年度行う予定の工程の工事の入札に間に合うような資料、設計図面、各種機器の数量等の算出ですけれども、これと合わせて入札に付する設計価格といいますか、入札価格等の決定に影響を及ぼすものです。こちらに関しましては、先ほど職員からも説明がありましたとおり、来年度の予算編成で承認が得られれば、来年度の執行に向けて、それぞれ価格的には3月18日までに確認が取れていれば全く問題ないと認識しております。

松尾数則委員 確認したいんですが、キュービクルの改修内容について、例えば、熱源が電気になっても対応できるようなキュービクルにするということなんですか。

原田文化スポーツ推進課長 EHPとGHP、つまり電気を主にするかガスを主にするかで、実は容量がかなり違います。御家庭でもそうだと思うんですけれども、エアコンの消費電力というのはかなりのものですので、もし電気を動力源とした場合には、キュービクルの容量自体がかなり変わってくるところです。

松尾数則委員 ということは、今回、キュービクルを改修したにしても、電気のほうでは使えないということなんですか。

原田文化スポーツ推進課長 空調設備の動力源が何かといったところですが、動力源はガスヒートポンプにしようと思っております。そちらを電気で稼働することは通常ありません。空調設備における電気の使用料というのは一般的な電気料というか、最初の稼働時に電気をどうしても使いますので、その程度の使用はありますけれども、それはキュービク

ルの高圧等に影響を及ぼすものではありません。

伊場勇委員長 そのほかはよろしいでしょうかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

この2か月遅れについては、工程についてはそんなに影響はないと言いますが、2か月遅れるのはいいことではないという認識は持っていらっしゃると思いますし、我々も12月27日に上がってくるものだと思っ
ていまして、この事案についてはしっかりと注視していかなければいけない
と思っているところです。遅れたことによって、この委員会にも影響
が出ているということも分かっていたきたい。委員会をないがしろ
にしないでください。私はそう受け止めてしまいましたので、そこも必ず
思っただくべきだと思います。申し添えます。そのほかなければ
（2）に行きます。（2）スポーツ施設への冷暖房の導入意義について、
これは原点に立ち帰ろうということですので、3月の当初予算でこの設
計委託料が上がってきたときに説明いただいたように、繰り返しになる
かもしれませんが、るる進んできた状況も踏まえて、担当課から説明し
ていただきたいと思います。

原田文化スポーツ推進課長 改めて御説明させていただきます。市民体育館に
おけます空調設備の導入ですけれども、昨今の災害級に匹敵する熱中症
対策、夏場の高温対策ということで、市民体育館の利用環境向上を図る
ため、アリーナの空調設備の新設及びトイレの洋式化等ということで、
特定天井対策やシャワー設備の改修も含め、今回、工事を発注する予定
としています。

伊場勇委員長 この冷暖房の導入の意義については、どういうふうに捉えたら
よろしいですか。もう一度お願いします。

原田文化スポーツ推進課長 冷暖房の意義ですけれども、繰り返しになります
けれども、熱中症対策が一つ挙げられると考えております。

伊場勇委員長 「熱中症対策。以上」ということです。ここについて確認しておきたいこと等あれば質問したいと思うんですが、いかがでしょうか。

大井淳一郎委員 輻射式の導入に至った経緯を改めて説明していただけますか。

原田文化スポーツ推進課長 輻射式につきましては、当初予算でも資料を提出したところですが、体育館内での競技種目はバドミントンであったり卓球であったり広く利用されているところです。通常の空冷式よりは輻射式システムのほうが風は起こらないです。導入メリットとしては、放射、吸熱による温度管理のため、室内をほぼ均一の温度に保つことが可能であること。無風、無音であること。衛生的な利用が図れること。清掃などの管理が容易なこと。設置コストは通常のエアコンよりは高額となると想定をしておりますが、ランニングコスト自体は安価という特徴を上げさせていただいた中で、通常の空冷式ではなく、輻射式冷暖房システムを導入したいと申し上げたところです。

大井淳一郎委員 当初予算で説明があったかもしれませんが、通常の空冷式と輻射式のコスト比較はされましたか。

原田文化スポーツ推進課長 それについての詳細な資料は特にありません。業者から提供していただいた資料はありますけれども、それらを参考にしながら比較したところです。

大井淳一郎委員 細かい数字はいいんですが、結局、輻射式を選んだというコスト比較の中で、どちらが高かったとか安かったとか、その辺の説明をしていただけますか。

原田文化スポーツ推進課長 体育館は、屋根が非常に高い設計になっています。地上から15メートルぐらいになっておりまして、空冷式の場合は体育館全体を冷やすなり暖めるなりしないといけないということが一つあり

ました。全体的に空調を回すと、エアコンを強の状態といいますか、かなりの強い状態で稼働し続けないといけないんです。一方、輻射式では、パネルを敷いた面に熱の放射、吸熱を繰り返すということで、その高さのみを冷やしたり温めたりすることができますので、その辺りのコストはかなり違ってくると判断しています。

大井淳一郎委員 スポーツの一例として、風の影響を受けやすいバドミントン、卓球の例を挙げられました。実際に下松市とか坂出市とかに行ったときもそのようなスポーツ関係者からの要望があったと聞いております。市ではそのような要望はあったんでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 私どもは体育館の利用者調整会議等を毎年開催しておりますが、その中でも冷暖房の設置に関しては、かなりの要望を受けたところです。その中には、競技種目によりますけれども、卓球やバドミントンは風の影響を受けて競技ができなくなることがあるので、できるだけ無風なものがあるのであれば設置してほしいといった要望がありました。

伊場勇委員長 この設置の意義は、熱中症だけということですね。

原田文化スポーツ推進課長 担当課としましては、やはり特に夏場です。冬場もそうですけれども、夏場の熱中症対策です。昨今の気象状況を見ると、安心安全に使っていただける環境ではないと感じておりましたので、担当課としては市民体育館にぜひ導入したいと思っていましたところ。

大井淳一郎委員 これはどこまで答えられるか分からないところもあるんですが、当然、市民体育館に冷暖房の必要性があるから今から議案として上がろうとしているんです。一般質問等でもありましたように、当然、ほかのスポーツ施設にもそういったニーズがあると思うんですが、そういったことへの波及、ほかの施設への冷暖房の導入については、何か検討

状況など、分かる範囲でお答えください。

原田文化スポーツ推進課長　いわゆるスポーツ施設におきましては、我々が所管する屋内施設は、武道場など小さなところは確かにありますけれども、大きなものは市民体育館しかありません。我々としては、まずここに導入していただければという思いで今に至ったところです。他の課につきましては、申し訳ありませんが、全て把握しておるわけではありませんので、お答えは差し控えさせていただきます。

大井淳一郎委員　端的に言うと、例えば市民館の体育ホールです。それから、よく言われるのが厚狭のアリーナです。あの辺りに空調をつけてほしいという要望が結構あるところなんです、その辺りの検討状況はあるのでしょうか。

篠原協創部長　市内に公共施設はいろいろありまして、運動できる施設もあれば会議室等々の利用での施設もあろうかと思います。それぞれの所管する部署が必要に応じてというところになろうかと思いますので、これを契機にどうこうという話は今のところは聞いていない状況です。

笹木慶之委員　先ほどお話があったように、行政の目的です。この施設を使う目的が一番大事と思うんですが、それはやはりスポーツを振興する上での熱中症対策が主であるということの中にいろいろな目的が達成できる、競技も対応できるということが、行政目的としての主であると理解していいんですか。要は行政が施策をするためには目的があるんですよ。目的はさっきあったように、熱中症対策を行うということとスポーツ振興事業を行うこと。ただ、スポーツの種類によれば、やはり風が要らないとなると、それらを含めて考えれば、よその体育館は別ですが、この審査の大綱については、行政目的がしっかり捉えられていると理解していいですね。

原田文化スポーツ推進課長 市民体育館の設置条例にもそのような目的が規定されていまして、今おっしゃられたとおりだと考えております。

笹木慶之委員 もう一つ大事なことは、市民の意識も含めた本当の解決策に沿って対応できていると理解していいですか。市民の声をしっかり聞いた上で、それがその方向性の手段になっていると理解していいんですね。

原田文化スポーツ推進課長 利用者調整会議等でも、先ほどの繰り返しになりますが、やはり要望が一番多かった事項だと思っておりますので、優先事項の一つだと考えておるところです。

岡山明委員 (2) スポーツ施設の冷暖房という形で、熱中症などの話も出たんです。スポーツも当然でしょうけど、市民が避難する避難所でもあるという状況の中で、電気代などの話も出たときに、市民の避難所としての形を優先するのかという話になったときに、お金がかかっても市民の安心安全を確保するために、何かあればそこに避難して来る住民を守るための冷暖房なのかどうかと。その辺の考え方というのは、あくまでもスポーツを優先するのか、それとも、避難所として住民を守ることを優先するのか、今、市としてはどう考えているんでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 やはり通常使っていただいておりますスポーツ振興のための施設を安心安全に使っていただく一つの手段として空調設備を導入するものと考えております。ただし、岡山委員がおっしゃったように、災害等非常時の避難所として利用することがあれば、当然そちらを優先して利用させていただきたいと思っております。ここには輻射式冷暖房を入れる予定ですが、空冷式の空調も会議室等にはなりましますが、施設内にはありますので、この辺りを分散して利用するという手法もあるかと思っております。これに関しては当課が答えるところではないかもしれませんが、そういったことは当然重々勘案しながら対処していきたいと思っております。

松尾数則委員 体育館に冷暖房装置が必要だというのは分かります。ただ、今回輻射式冷暖房を設置するということなんですけれど、どうして輻射式冷暖房になったのか。先ほどいろいろなメリットを挙げられましたが、デメリットももちろんあります。時間がかかるとか経費がかかるとか、その辺も踏まえて、どうしてここに輻射式冷暖房を設置するのか、教えてください。

原田文化スポーツ推進課長 おっしゃるとおりで、メリット、デメリットがあるとは承知しております。一つは、輻射式空調システムはなかなか一般に出回っておるものではありませんので、初期投資のコストが高いと思っています。片や通常のエアコンであれば、それらをかなりの数つけるという手法もなきにしもあらずと思っております。ただし、先ほどの繰り返しになりますが、天井高がかなり高い特殊な構造になっておりますので、通常のエアコンをつけても、どうしても空気が逃げてしまうおそれがありまして、エアコンを導入した割には効果が期待できない。また、ランニングコストは割高になり、今度は電気しか頼るところがなくなってくると思いますので、そういった面でどうしてもランニングコストがかかるといったところが想定されますので、将来を見据えた上でこちらに設置するのは輻射式のほうがいいのではないかという判断に至ったところです。

森山喜久副委員長 今、デメリットも含めて言われた中で、私たちも実際に下松市に視察に行きました。時期がちょっと早過ぎて、熱中症対策などを危惧する期間、例えば8月とか9月とかに行っていないから一概に言えないんですけど、その時期に利用されているところも含めて、きちんと冷えるのかどうか、その辺はどういう状況でお聞きしているか、教えてください。

原田文化スポーツ推進課長 8月の時期に鳥栖市に視察に行かせていただきま

した。その日はかなり晴れておりまして、35度に至るような天候だったと思っております。鳥栖市は、我々が導入しようとしております客席の空冷を入れていない状態、いわゆる一階の輻射パネルのみを採用されていたところですが、1階の体育館のフロアに関してはひんやりと冷たさも感じましたし、どこにいても効果を感じたところです。一方、2階の客席に上がって椅子に腰をかけると、汗がだらだら流れるような状況だったことを覚えております。こちらに関しては同じものを導入するわけではないかと思っております。視察に行かせていただいたところの自治体にも状況を確認したところ、やはり湿度のほうでかなり効果を発揮すると承知しておりますので、熱中症対策にはかなり効果が期待できるのではないかと考えております。

森山喜久副委員長　実際に行ったときにも、湿度の部分はそうだなと思ったんですけど、鳥栖市に行ったときもフロアが冷たかったということなんでしょうけど、実際、常時運動していたら体温の上昇は続くじゃないですか。そのとき室温などを測られて、何度ぐらいだったという確認はできているんでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長　そのときは自治体の方と業者の方に御案内いただいたんですけども、温度計と湿度計が設定してありまして、はっきり記憶していないんですけど、室温が二十六、七度ぐらいで、湿度もかなり低い状態といいますか、蒸し暑さを感じるような状態ではなかったと記憶しております。

伊場勇委員長　熱中症対策にはそれなりの効果があるということですが、先ほど岡山委員が言われたが、このたび話しているのは導入の意義です。避難所ですよ。その観点についても当初予算の説明のときにはあったかと思いますが、イニシアチブを取って進められている担当課は文化スポーツ推進課ですけども、ここの避難所としての観点からはどの程度準

備すべきものと考えられているのか、もちろん総務課とも話をされているでしょうけれども、答えられる範囲内でお願いしたい。その意義についてお願いします。

篠原協創部長 このたび整備いたします市民体育館につきましては、御承知のとおり、避難所として防災計画上の指定があります。だから避難所として使える機能というものであれば、このたびの財源にもなっております。緊急防災減災事業債の活用ということも当てはまってこようかと思えます。このたびの空調設備の導入によりまして、避難所としての機能が全てこれで賄えているのかっていうと、そこまでには至ってないというのが現状でして、災害の規模、状況等々にもよりますので、そのときにはほかの公共施設で避難所として使えるところはどんどん優先して使っていくというようなスタンスであります。このたびの市民体育館の整備につきましては、この空調の導入とトイレ等々がありますけど、そういった機能をもって避難所の機能も賄えると考えております。

伊場勇委員長 どの程度避難所としての機能を高めるのかということについては、後でお話しするところがありますけども、この導入の意義については、担当課でできる部分については、避難所として活用された場合の機能向上には資するものであろうと考えているのか、その辺はどうですか。

篠原協創部長 これまでの説明でもありましたとおりで、一番の目的は体育館の利用者の方の利用環境の向上です。それに付随したような形で、避難所としての利用の際にも、避難生活の環境の快適性の向上に資するものであると理解しています。

伊場勇委員長 そのほかにはいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）担当課として言える部分が限られているのは承知しておりますが、委員は全体を見て、バランスを取って本質はどうなんだというところは審査しなければいけないのでお聞きしました。この後もまた出てくる場所がありま

すが、答えられないところは答えられないで結構です。そのときはもう総務課を呼ぶしかないと思っています。その辺は委員の方も御留意いただきたいと思います。1時間程度たちましたので、10分程度休憩を取りたいと思います。

午後2時28分 休憩

(岡山明委員 退室)

午後2時40分 再開

伊場勇委員長 それでは休憩を解きまして、総務文教常任委員会を再開します。

岡山委員については、一身上の都合で早退されましたので、御報告します。続きまして(3)です。熱源比較等の妥当性についてというところでは、市民の方から資料を受け取りました。これについて、まず問題提起をさせていただきたいと思います。少し長くなるかもしれませんが、説明したいと思います。まず、資料1は仕様書でして、契約等々の期間なり内容なりが書かれておるものです。これを参考にさせていただきたいと思います。次に資料2です。こちらは起案文書です。8月23日に起案されたものです。これらは全て市長決裁まで取っているものでして、この輻射式空調システムの熱源の決定理由等々が書かれているところです。①②③とありまして、①が電気の場合、②がLPガスの場合、③が都市ガスの場合ということです。ここで気になる点が一つありまして、②のところ、LPガスを熱源とした場合というところの最後の文章です。

「コストにおいて、設備導入費及びランニングコストも他の熱源と比較し最も高額となることから、LPガスによる熱源は選択外とした。」という部分です。この根拠としましては、皆さん御承知のとおり、1立法メートル当たり629円の熱源比較表がさくら設計から出されたものです。なので、この629円とするのであれば、最も高額となるということの説明がまず8月23日の起案書で出されたというところでは、続きまして、資料3です。まず先頭が打合せ記録簿です。この打合せ記録簿というのは、担当課が市内の業者にLPガスの単価を聞いたものです。

1 立法メートル当たり、エネックス株式会社からは310円、小野田液化ガス販売株式会社からは320円という回答を得たということです。それに当たって、次からはメール文の写しがあります。ここで、担当課が設計会社に幾つか質問をしております。今は資料3の話をしています。資料3の3ページ目、2の中段、①です。担当課が、石油情報センターの単価を根拠としたイニシャルコスト、ランニングコストの試算、比較資料の修正についての確認を設計会社に行っています。それに当たって、その2ページ後ですけれども、その回答が設計会社から来ております。

「①石油情報センターの単価を根拠としたイニシャルコスト・ランニングコスト試算・比較 資料の修正」というものでして、そこの回答を御覧ください。「ガス事業者にヒアリングを行いましたので、」と。これは設計会社が独自にガス事業所にヒアリングを行いましたと。結果、「石油情報センターの試算表は不要にしても良いと思います。」という回答が設計会社から来ております。ということは、629円という金額よりも、ガス事業者にヒアリングをして再度出されたのは1立法メートル310円でしてこの試算表なので、629円は不要にしてもよいという回答が出ている。これは設計会社から来たものです。これを受けて10月2日にさくら設計株式会社に担当課からメールをしている内容が出ています。10月2日です。その内容の6行目からです。設計会社から629円は不要にしてもよいという回答があつてからの担当課からの設計会社への文面です。読み上げます。「また先日、資料の修正をお願いしLPガスの価格を310円で作成していただいた比較表ですが、当初のLPガスの価格629円での比較表も再度修正したものを送っていただくようお願いします。」ということです。これは設計会社が310円で修正して出してきたのを、再度629円で修正して出していただきたいという旨です。そして、その下の文面読み上げます。「当課としては、あくまでも7月末に提出いただいた単価による比較資料をもって庁内の説明をしています。LPガスの単価を310円としたものは、陳情などをうけて作成した資料であるとの考えでいますので、お願いします。」ということです。この文章を見て思うのは、あくまでも7月末に提出して

もらった資料の単価によって既に庁内の説明をしていますので、この310円はあくまでも参考資料なんですと。設計会社が629円の単価はもう不要にしてもいいと言ったにもかかわらず、この629円で行きたいという旨が書かれている文面だと思います。ですので、設計会社は629円でまた再度出し直していると推測するところです。この熱源のコスト比較については、次第書のアに入ります。LPガスの単価は、何が正しくて、成果物として今からまた実施設計も上がってきます。その前の比較表がふさわしいものなのか、この金額の妥当性についてはどうなのかというところです。資料4、10月の10日の起案書があります。この起案書の内容を見てみると、次のページになりますが、修正理由及び再検討の事項として書かれている。また、コストの比較というふうに数字が書かれております。LPガスの場合の金額は、そのまま書かれております。これを見ると、LPガスのコストは一番高く見えます。ただ、その下に参考ということで合計のコストとして1億2,500万円幾らが書かれているというところです。その下の経過については、るる書かれておりまして、次のページになりますけれども、10月3日に本委員会が所管事務調査をしました。そこで担当課から総合的に判断して、都市ガスを熱源にしたいという旨の説明がありました。その下の二つの文章に違和感を持っているところでして、「・総務文教常任委員会としての意見の期限を、10/10までとする。」と。また、「10/10 総務文教常任委員会から、「熱源決定の修正意見なし」というものがあります。私がここで問題と思っているのは、あくまでも8月23日に出した起案用紙は、629円で行っているものです。また、10月に出しているものについても、あくまでも参考資料としたものであって、正規のものは629円で庁内に起案書が回っているということです。実際の市場価格である310円ないし320円については、信用性がないという判断をしたのかもしれませんが、総合的に考えると、実際の金額が市場価格であるのであれば、この629円という金額は即時に修正すべきであって、それを起案書として庁内で回しているのはいかななものかと思います。市長に対して、市民の代表である市長に対して、この629

円の金額の妥当性というものが本当にそうなのかというところは違和感があり、この事案については、随時この委員会でも担当課に指摘してきたわけです。そこについて問題があると思うことが1点と、10月10日に出されました起案文書です。その中の最後の2文。私どもの受け方としては、熱源を都市ガスにしたいという担当課からの話は聞いておりました。ただ、「意見の期限は10月10日までなんですよ」と、「むしろ意見を出してください」までは私たちは聞いておりませんし、その後、10月3日に自由討議をした中でそれぞれ意見がまとまらなかったのも、当委員会としては意見がまとまらないものを出してもしょうがないという私の判断で意見を出さなかったということなんです。この文面を見てしまうと、総務文教常任委員会も熱源決定に対しては何も意見はなかった、むしろ黙認したと取れます。そういった書き方はやってほしくなかったと思うところです。これが起案文書で、これが庁内の公文書となるのであればなおのことその2点が問題と思っています。市民の方から頂いたこの資料を見たときにははっとしましたし、委員会としても見てしまった、知ってしまった内容については共有したいし、皆様の御意見も頂きたいと思っています。私に対して、資料の質問があれば受けますし、担当課に説明していただきたい部分があれば、委員からの質疑を求めたいと思います。資料5として当初の熱源のコスト比較表を出しています。これは修正して629円だけでも、ということですね。資料5についてもそうです。資料5については、LPガス協会のほうから来られて、「この書き方はちょっと違うんですけど」というものが多々ありましたね。プロパンガスと比べて比較的安全であるとか書いてあるところ、いやそんなことないんですと協会から言われたことについては、皆さん御承知のとおりだと思います。以上について、私は問題であると思っているんですけども、委員の皆様の御意見や御質問があれば受けたいと思います。

大井淳一郎委員 資料2にあります8月23日の起案については、9月10日の所管事務調査の前のものでした。だから、8月23日時点での判断とい

うことで、この時点ではこういう判断をされたんだと思っております。問題は、9月10日の所管事務調査で、委員会からガス漏れの心配があるのかとか、629円まで高くなるのかとかという指摘を受けておりますよね。その後に陳情者から要望書が出て、現実的な単価は310円あるいは320円なんだということがありました。ここでの論点は、片や620円、片や320円ということで、どちらが適正かと考えたときに、9月10日時点では629円と判断されたのかもしれませんが、その後の指摘を受けて、実際に設計業者がガス事業者を確認して、打合せ記録簿として資料3が出ていますが、これを経てこの額が出ていますよね。それを受けて修正したものを出したわけですね。9月20日で修正したものを出したにもかかわらず、9月24日に事業者から「629円の単価は不要としてよい」という返事を受けておきながら、10月2日のメールで「629円のものも出してくれ」と言ったことに問題があると思うんです。なぜ一度修正したものが参考資料に過ぎないのか。従来の629円のもものが成果物なんだという根拠を改めてお聞きしたいと思います。

原田文化スポーツ推進課長 10月2日のメールの意図ですが、629円の比較表の再度修正したものを求めたところにつきましては、さくら設計から310円が出てきたときに、10月3日に皆様方に御説明をさせていただきましたが、そこに影響がないもので幾つか修正されたものがありました。ということで、310円のものと同じような比較をしないと、端数または機器等のところで金額が違っておったものがありますので、比較にならないということで、10月2日時点で指示したことは、310円の単価で機器費など一部修正した資料を629円の単価でも出してくださいと、価格以外のところの計算間違いがあったということであれば、修正したものを提出するように指示したものです。意図としてはそういうものです。

大井淳一郎委員 申し訳ない。私の理解が及びませんでした。どういうことで

すか。

伊場勇委員長 1日何時間で、どれぐらいの容量でとなると、使用するランニングコストの時間が変わるから、そこは改めて修正したときに設計会社が気づいたってことですよね。設計会社が気づいて、それをまた修正しますということを担当課に、じゃあそこを修正してくださいという話ですよね。もう一度説明してもらえますか。

原田文化スポーツ推進課長 当初、7月31日にさくら設計から出てきました熱源コスト比較表の資料を基に、皆様方からの指摘などを受けまして、310円の単価で聞き取りの結果、そちらのほうの価格に根拠があるのであれば作成してほしいということで出てきたものが、2回目に提出したものです。その際、その価格の変更だけでなく、先ほど言いました単価の違い、機器使用の際における四捨五入の取扱いや価格のところの扱いの一部字句修正がありました。計算違いということで、字句修正がありました。業者からは310円のものしか訂正後のものの提出がなかったので、その数値が間違っていたのであれば、比較ができるように629円の訂正資料も提出するように指導したところです。

大井淳一郎委員 その後の委員会で、単価310円の資料は参考資料で、あくまでも単価629円の資料が正規のものだという言い方をしていますよね。その理由を改めて伺います。

原田文化スポーツ推進課長 その説明に至った経緯ですけれども、当初、629円の単価のものが8月に出てきた段階で、繰り返しになりますが、我々だけではなく建設部とともに説明を聞いたところです。そのときの説明の中で、我々が確認できる範囲で整合性等は問題なかったと認識しておりましたので、その時点では正式な書類として承って、8月の起案に至ったところです。我々も理解が届かなかったんですけれども、その後、実は市場価格があると分かり、この中ではLPガスだけだったんですけ

れども、実は自由価格というものがある、極端な話、業者によって価格が幾らにでも設定できるという事情があることを知りました。その中で、民生価格においては620円、630円ぐらいが妥当な価格として公表されておりますけれども、使用容量によって、または機器の導入コストによっては単価が下げられるといった陳情者の発言があったと理解しておるところです。今回の内容で行けば、ガスヒートポンプやLPガスタンクを市が設置すれば、310円なり、320円なりという単価が散見されたところですが、一部は公言を避けてほしいということで聞き取りをさせていただいたところには、まだ安いところもありました。そういった中で、310円というのは、説明させていただいたかと思うんですけれども、市で一番プロパンガスを利用している施設が当課のおのサンサッカーパークにありましたので、そのときの利用料金を確認したところ、年間千数百立法メートル使っていたと思うんですけれども、やはり六百二十数円でありました。1立法メートル当たりですので、これらを根拠に一概に六百幾らという数字が間違いではないといったところも踏まえた上で、価格をそちらも据置きしながら、ただ、市場価格と思われる数値も比較検討しながら、いずれの価格が安いのかといった比較をしたところが10月10日の起案になっております。

大井淳一郎委員　そうですね。おのサンサッカーパークが600円という答弁でしたね。（発言する者あり）最近取ったやつがあるよね。

伊場勇委員長　おのサンサッカーパークです。それは310円です。

大井淳一郎委員　そうですね。最近、おのサンサッカーパークで入札があったと思いますが、そのときの単価は600円だったんですか。

原田文化スポーツ推進課長　実は11月に見積り合わせという形で業者に打診したところ、現在、その650円近い単価は税別で310円まで落ちた

ところですよ。

大井淳一郎委員 過去の600円が妥当かどうかはここで話すことではないのですが、やはりその辺りなんです。今は310円か330円かという話をしているわけではないんですよ。629円か310円かということで、かなり開きがあるので、最終的には都市ガスがいいか、プロパンガスがいいかというのはそれぞれ分かれるところなんだけれども、その判断材料となる額にあまりにも差があって、乖離したもので判断するのが議会としては一番問題かなと思っています。最終的には都市ガスになるかもしれない。でも、そうなったとしても、やはりプロパンは310円ぐらいでコスト比較した上で判断すべきだと思うんです。今、おのサンサッカーパークの話が出ましたが、現時点でも629円を基に市民体育館の件は今後も走らせるつもりですか。629円を判断材料として考えているということでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 1立方メートル当たり629円という数字もあるんですけれども、実際の比較のところではやはり市場価格も見据えておりますので、310円から開きはありますけれども、629円までの価格が想定されると考えているところです。下限でいけば税込み310円としておりますので、それが本当に税込みなのかどうかというところもありますけれども、ぶれるだろうなとは思っておるんですけれども、その中でもぶれる価格の中でも、一番安い価格から高い価格を見通した中で、やはり比較検討は一部必要かなと感じておるところです。

白井健一郎委員 629円と310円、これらの数字の根拠はどこから持ってきたのかを端的にお答えください。

原田文化スポーツ推進課長 310円につきましては、いわゆるLPガス協会の個別の会社の聞き取りの価格です。一方、629円というのは石油情報センター調べです。

白井健一郎委員 石油情報センター調べというのは、どこでどういう形で調査されたんですか。

篠原協創部長 この石油情報センターは、経済産業省資源エネルギー庁が、全国の石油とかガスとかの価格を市場調査して公表する団体として委託しているところです。それから、資源エネルギー庁のホームページでも公表されていますし、このたびのLPGガスにつきましては、中国経済産業局管内の山口県内、そして宇部・小野田地域ということで販売価格を見ているというところになります。

伊場勇委員長 説明で漏れているところがあります。担当課の補足するのもおかしいですけども、石油情報センター調べの629円というのは、いろいろなところの平均を出しているわけですよ。一般家庭の価格などですね。そういうところも踏まえて、1立法メートルの金額が出ているわけですよ。その説明をしないと駄目ですよ。担当課、石油情報センター調べはそういう意味合いでしょう。違いますか。

篠原協創部長 委員長がおっしゃるとおり、この液化石油ガス価格分布状況という中での単独集計という中で、家庭用小売販売価格、消費税込み50立法メートルの中で、下限、上限、二部料金制がありますので、基本料金の中の最高、最安、平均値を示しているというような表の中から数値を持ってきているということになります。

白井健一郎委員 もう一つ、自由料金制について教えてください。売る側のプロパンガス会社のほうが自由に料金を設定できるという意味だとは思いますが、当然市場で大体の価格は決まっているということになっていると思います。私たちは、ここに税金を投入するわけですよ。ですから、不確実な数字のところに税金をつぎ込むことは当然できません。そういう疑問がまずありますけれども、例えば、都市ガスでも電気でもい

いんですけれども、従量料金制じゃないという制度の場合は、値段は全部契約で設定できるんでしょうか。その価格は設定できてからずっと契約として生きるんですか。それとも、事情によっては変更もあるわけですか。

原田文化スポーツ推進課長 いずれも長期にわたっての単価契約はできないと把握しております。自由料金ではない中でも価格は当然決まってきますし、そのときのエネルギーの変動相場によって変わってくると承知しておるところです。

大井淳一郎委員 おのサンサッカーパークの料金を例に出すと、310円で落札しましたね。この額は何年ごとに変わるんですか。

原田文化スポーツ推進課長 変動があれば毎月と聞いております。さらに、ここまで申すといいのか悪いのか分かりませんが、やはり条件面をかなり注文されたところですよ。いわゆるガスボンベだけではなくて、私どもとしてはガスボンベだけだと思ったんですけれども、ガスボンベと接続するガスメーターや調整器にも耐用年数があって、これは誰が所有しているのか。おのサンサッカーパークでは、使用目的はシャワー設備なんですけれども、シャワー設備の給湯器は誰が持っているのか等々かなり聞かれたところですよ。これによって料金設定が違うのだということは薄々把握したところですが、本市におきましては、それら全て市が所管しておりましたので、それらをもって1立法メートル当たり幾らですかという投げかけをしたところ、税別の価格が310円で契約をしているところですよ。

篠原協創部長 自由料金について説明させていただきます。これは財団法人LPガス振興センターのホームページに載っているところです。料金形態として、LPガスは自由料金です。「LPガスは、電気、都市ガスなどの認可料金と異なり、ガソリンや灯油などと同様に自由料金です」と

いう一文があります。参考としてください。

伊場勇委員長　そうですか。そもそもこのおのサンサッカーパークは千数百立法メートルですよ。でも、今話している市民体育館は、1万4,876立法メートルの話をしているわけですよ。意味が分かりますか。都市ガスもプロパンガスもそうですが、使用量が増えれば単価は安くなるという話ですよ。それも御承知だと思います。なので、容量によって金額は安くなるということをまず知らなければいけないし、今はおのサンサッカーパークの約10倍の使用量の見込みの試算の話をしているので、おのサンサッカーパークが310円プラスアルファの経費がかかるというところで、立法メートルにしたら幾らなのかって話なのかもしれませんが、そうだとすると、その市場価格である310円から320円が判断材料になるべき数字であると思うんですよ。10倍の使用量があるところで、その10分の1のところと比較するのはどうかと思うんです。10分の1のところでもそういった入札結果が出たということです。もちろん入札なので、金額はこれ以上に下がる可能性もあります。もしくは少し高くなる可能性もあるというところも御留意いただいて、この事案については捉えていただきたいと思います。そのほかに質疑はありますか。629円の根拠です。間違った数字ではないということです。この市民体育館の空調を入れる熱源の価格として、これはもう間違った金額ではないという根拠をもう一度聞きたいです。お願いします。

原田文化スポーツ推進課長　根拠の一つとしましては、設計委託に提出しましたさくら設計から出てきた数字といったところと、そちらのほうに示されておりました、繰り返しになりますが、石油情報センター調べは民生価格かもしれませんが、そちらの価格で判断したところ、なおかつ、後から分かったことですが、LPGガス協会に所属されている会社のホームページを閲覧したところ、民生価格というか、平米当たりそれほどではないですけれども、どこまでいっても基本的には平米当たり60

0円だったり800円だったりという数字がホームページ上にも出ておったと。その中で工業製品価格というか、大量に使う場合は安くなるなどの表記はどこにも見当たらなかったもので、なかなか幾らが正当な価格かというのが——逆に629円というのは、先ほど言いましたように公表されている数字ですけれども、三百円幾らなり、四百円幾らなりになるのか分かりませんけれども、そういった数字の根拠を探すことができなかったっていうところが、一つの要因として市場価格と言いながら参考にしたものです。

大井淳一郎委員 この民生価格というか、石油情報センターを基に出した629円をさくら設計が参考にしたと。それは9月10日の所管事務調査の前で、その時点では合理性はあったと思っています。その時点ではね。しかし、9月10日の所管事務調査で、委員会から、あまりにも開きがあるんでもう一度ガス事業者を確認すべきじゃないかという指摘を受けて、プラス委員会も要望書を受けて、それで市場価格が出たんですよ。何が言いたいかというと、9月10日で市場価格が出される前までの時点では629円は正しい数字だったかもしれんけど、市場価格の310円とあまりに差があるじゃないですか。この額が出てきた以上、やはりそこをベースに考えてコストを比較して、私たちに正しい判断材料を与えてほしいんですよ。そこがやっぱり今回の問題のネックになっているところではないかと思うんです。今後もこの629円をベースにこれから計画をつくっていくということなんですか。

原田文化スポーツ推進課長 計画というのはコスト比較だけで使ったもので、今のところはここまでと思っておりますし、繰り返しになりますが、310円を決して無視したわけではありません。その価格も参考にしながら比較検討は当然行っただと解釈しておるところです。

大井淳一郎委員 おっしゃるとおり、コスト比較の中で310円とか629円とかで確かに出したんですけれども、公式の単価は629円ということ

は変わらないんですか。

原田文化スポーツ推進課長 公式といいますか、起案書の中にも、参考としながらも市場価格は動線を踏まえておるつもりですし、繰り返しになりますが、三百円幾らという数値の根拠というのがなかなか分からない、不明瞭なところであるというのと、これが先ほどから委員長がおっしゃっていますけれども、我々の一般的な感覚で六百円幾らが高いというのが一目瞭然に分かるかといったら、そんなことはなかったと思っております。やはり協会の中では通常なことも我々が知る範囲ではなかなかそこまで至らなかったといったところが今回の要因かと思っておるところです。これらがもともと委託業者であるさくら設計からこういった状況もあるがこういった提示ができるということを当初から受けておれば、このような混乱は生じなかったと解釈しておるところです。

大井淳一郎委員 600円が高いか安いかは、私も含めて専門家じゃないので、当然分かりませんよ。ですので、さくら設計はきちんと設計されていますけれども、石油情報センターを基にその時点では最初の資料として629円を出してきたと。しかし、委員会でそれは本当に正しいのかという議論になって、要望書も出て、参考人としてガス事業者に来てもらいました。また、設計業者のほうもガス事業者に照会をかけているわけなんですよ。その上で出てきた数字が310円だったり320円だったりするんですよ。どちらが正しいかっていうのは、その時点で信憑性があるのはむしろこちらの310円とか320円とかじゃないかと言えるんですよ。ですから、なぜこれをベースにコスト比較をしないのかなと。そこが解せないんですよ。なぜですか。

伊場勇委員長 なぜ629円の単価を訂正せずにそのまま進めているのかという話ですよ。この数字はもうなくてもよくないですか。どうですか。それは無理ですか。

原田文化スポーツ推進課長 繰り返しになりますけれども、比較をしていないわけではありません。それは下限値と思って比較しているところです。

白井健一郎委員 今の話の続きですけれども、単価が629円から310円になったからといって、結論が変わるかどうかは別の話です。ですけれども、やはりプロセスにおいて手続に正当性があるかどうかもすごく大切な話なんです。率直に言いまして、そこで逃げておられると思うんですよ。ですから、結論とは別なところでも、やはり市民にある程度合理性を持った説明ができないといけないという点において、社会通念上相当とされる枠を超えているかどうかということにもつながりかねないと思いますけれども、どうでしょう。御自身の説明に合理性があると思いますか。

原田文化スポーツ推進課長 先ほどから申していますけれども、三百円幾らの金額が一般的に公開されていて把握できるのであれば、そちらの価格が正しいと判断するところです。繰り返しの説明になりますけれども、一般的に公開されている根拠のある資料としては、やはり600円前後が一つあったといったところがありますので、その辺りも含めて勘案したところです。

森山喜久副委員長 最初の説明があったときに、さくら設計に委託して出してもらったところ、その情報元が石油情報センター調べであったとして、LPガス協会のホームページ等で確認したという話なんです。しかし、今回、さくら設計がエネックスなども含めて確認した中で、310円で単価を修正してきたわけです。そして、石油情報センターの試算表は不要としていいと思っていると表現しているじゃないですか。その中で言えば、さくら設計からすれば、もう単価310円が基本だと、要は完成形として出してきたと認識できると思うんですよ。修正後のものを完成形とせず、以前に提出されたものが完成形で、改めて出された修正後のものは参考だと言い張っているところが、私たちはやっぱり解せ

ないんですよ。再度の説明をお願いします。

原田文化スポーツ推進課長 繰り返しになりますけれども、自由料金というところで不透明な、不透明と申し上げてよろしいかどうかはありますけれども、見えないところがあるといったところがあると。それと、六百元幾らに関してはある程度公開されているもので、我々が確認できたものが六百元幾らだったといったところです。

森山喜久副委員長 正直なところを言えば、８月２３日に出したその自分たちの起案を撤回するのが嫌だからこのようにしていると、はたから見たらそう見えるわけなんですよ。設計事務所へのメールで、担当課としては庁内で最初に説明しているので、料金表の金額を戻してほしいと要求しているように見えると。客観的に見ても、それ自体が市長とか副市長とか、どこまで御存じなのか、だましていないのかというところまで見てしまうと。そういう危惧があるということも言わざるを得なくなっている。その辺でどうなのかというところで説明してください。

原田文化スポーツ推進課長 そのために再度の起案を取っております。本来であれば、当初の起案が正しいということであれば、起案は取り直してはいませんので、あくまでもその説明をしています。それともう１点、ここまで踏み込んでいいかどうかですけれども、六百元幾らの単価は、陳情された会社一社がその価格でずっと請求を受けてきたものですし、こちらの会社のホームページを拝見すると、１立法メートル当たり８００円前後の価格を公表しておられますので、口頭ではこの施設でこのぐらいの量を使えば３１０円になるとおっしゃられても、一概に全てが正しいのかといったところは、我々に判断しかねる材料の一つだったといったところです。

伊場勇委員長 なんかこれはもう納得できないね。自由料金制っていう話ですけど、それは業界のことなんでしょう。恐らく都市ガスもいずれは金額

が上がるんでしょう。根拠が分からないといったところがまた引っかかるんですよ。LP協会の方、現場の方がこう言われた場合、この金額は根拠にならないんですか。あくまでも皆が見れるホームページに載っている金額が全てであって、実際にその市場で動いている金額は、いろいろなところにヒアリングされたと思うんですけど、それが根拠にならないという感覚が僕には分かりません。さくら設計が初めに629円を出してきたものを信じたとおっしゃいましたが、結果、それは不要にしてもいいですよと言われたにもかかわらず、それを貫く姿勢というのはどうなんかなと思うわけです。さくら設計が作成した比較表の精度は低かったと、落ち度があったと言わざるを得ないと思うんですけど、問題はその後の対応です。その後の対応で、市内業者等々からも聞いているでしょうし、陳情が出てきたのも聞いていると思いますけど、根拠が分からない、見えない、自由料金設定制だから正しいとは言いがたいとなると、629円のものが正しいと言わざるを得ないという見解じゃないですか。そこがよく分からない。なぜそこまで固執するんですか。その感覚が僕には理解できなくて、何人も理解できない人いるかもしれませんが、そこなんです。その理由は何なんだと思ったときに、8月23日の起案書が出たから、その起案書を訂正するわけにもいかないわけじゃないですか。だからそここの考え方をなかなか変えないんかなって思ってしまうんですよ。

原田文化スポーツ推進課長 10月10日の起案を御覧いただければと思います。資料4のところですよ。冒頭部分、「7月31日付けで収受した資料を改め、」と書いております。改め文で10月10日はやっておるつもりですので、先ほどから逆におっしゃっていただいているんですけども、629円で計算をしているわけではないということも重々繰り返し申しておるところでして、参考価格とはいえ、市場価格の当然値を基に、それら三つの形態を比較した中で、それでも都市ガスのほうが、現時点では導入コストが安いという判断をしたところで、こちらの起案の取り直しをしたといったところです。

伊場勇委員長 資料４のコスト比較のところの２ページ目に参考と書いています。その上のＬＰガスの場合に、１３年間で１億９，０００万円、これはなぜ消さないんですか。比較したのって下の金額なんですよ。何でこれですっと走っているのかがよく分からないですけど、いかがですか。

原田文化スポーツ推進課長 繰り返しになりますけれども、先ほどから申し上げていますとおり、３１０円の数値の根拠は聞き取りだけというところがありましたので、若干不透明なところがあるということは、先ほどから繰り返し御説明しておるところです。

森山喜久副委員長 聞き取り、ヒアリングによるという形がある中で、他のメールのところでも、結局、業者のほうに聞き取りとかヒアリングによる概算というふうなところもあるんですけど、そういうことでしたら、それも全部信じられないということなんですか。あくまで参考という表現なんですか。その辺はどうでしょうか。さっきのメールでいえば、ガス事業者にヒアリングを行いましたと。石油情報センターの試算表は不要としてもよいと思いますといったメールがあります。しかし、その前後のところで、受変電施設のコストを算定するために電気技術者とのヒアリングによる概算が書いてあるんですが、このヒアリングによつての概算という部分も、自分たちがホームページで確認できず積算できなかったら信用しないということなんですか。その辺はどうなんですかね。

原田文化スポーツ推進課長 そこを信用しないというよりは、設計会社のほうから出てきた数字の聞き取りをした上で、合理性があると思えば採用しておるところです。

森山喜久副委員長 設計会社が３１０円で修正して出してきた。そして、石油情報センターの試算表は不要としてもよいと思いますといった中で、執行部と設計会社のやり取りの着地点というか、妥協点はどういう状況だ

ったのか、協議内容を教えてもらっていいですか。

原田文化スポーツ推進課長 こちらのほうは資料のとおりです。設計会社からはこのような回答が来たといったところです。これについて特段の協議をした覚えはありません。

森山喜久副委員長 それで言えば、10月2日に緊急で再度修正して送ってくださいというメールは、執行部からさくら設計に直接、一方的に送ったと認識していいですか。

原田文化スポーツ推進課長 すみません、質問の意図が不明だったので、もう一度お伺いしてもいいですか。

森山喜久副委員長 10月2日のメールのところですか。さくら設計宛に市からメールを送っています。310円で修正してもらった比較表を、当初のLPガスの価格で再度修正し直してくれということは、設計会社と協議せずに、内部で協議した結果において通知したということによろしいでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 これに関しましては、繰り返しになりますけれども、単価の違いのほかの部分での数字の修正があったといったところの修正をしてくださいという指示ですので、さくら設計と協議する必要はないと。こちらのほうで気付いておりますので、こちらの数値の修正、是正を元の表でもしてくださいといったところです。

白井健一郎委員 こだわっていらっしゃるので、私も言います。10月2日のメールです。「当課としては、あくまでも7月末に提出いただいた単価による比較資料をもって庁内の説明をしています。」。これは629円ということですね。LPガスの単価を310円としたのは、陳情などを受けて作成した資料であると考えていますとありますね。これは陳情を

軽く見ているということですか。陳情の結果、３１０円に是正されたんじゃないですか。

原田文化スポーツ推進課長 繰り返しになりますけれども、陳情を受けて資料として修正を加えさせました。そちらのほうを参考資料とすべきものと思っておりますので、作成させて、それぞれの熱源を比較して、その中でやはりランニングコスト、イニシャルコストを踏まえた上で都市ガスが安価であったので、そちらの動力源を活用したいと申し上げておるところです。

白井健一郎委員 私のほうが誤解していたんですかね。「７月末に提出していただいた単価」というのは６２９円じゃないんですね。６２９円をもってそちらを生かすということですか。それで間違いないんですか。

原田文化スポーツ推進課長 繰り返しになりますけれども、それを生かす、生かさないというわけではありません。当然、３１０円の単価、６２９円の単価の表それぞれを把握し、分析をしております。その中でも、一番安価な３１０円で比較した上で、今のところ、ランニングコスト、イニシャルコストが安価な都市ガスをこのたび採用したいということで、委員会でも申し上げたところです。１０月１０日の起案というのは、そちらに基づいて起案を上げさせていただいたものと理解しております。

白井健一郎委員 ちょっと待ってください。またずれました。比較資料というのは、要するにこれ３１０円、あるいは３２０円という金額は、陳情だけではなくて、特定のプロパンガスの会社に具体的に問い合わせ出てきた数字でもあるわけですよ。根拠があるわけですよ。これを最終的には取り下げてはいないわけですね。（発言する者あり）そうですか。

大井淳一郎委員 取り下げてはいないんですが、書きぶりからすると、あくまでも６２９円が主で、参考で３１０円があるんですよ。そういう書き

ぶりで来ているから、先ほど伊場委員長が指摘したように、10月10日の起案も、13年間のコスト比較も629円を出して、参考として310円だということですという書きぶりなんですよね。私が思うに、委員会の指摘を受けて市場価格を基にしたものをベースにコスト比較をしたところ、やはり都市ガスが安かったですと言うのかと思ったら、あくまでも310円が参考という言い方をしているんですよ。主従関係が発生しているんですよ。ここがやっぱり委員会としては解せないということなんです。分かりますよね。参考資料では、そちらが下みたいに見えるんですよ。いかがですか。

原田文化スポーツ推進課長 私どもとしては、資料の上下は考えておりません。

あくまでもこちらの根拠のある資料、こういった聞き取りを踏まえた上でLPガス協会からの申入れも踏まえた上で、こういった価格もあるとといったことを上層部には説明させていただいて、その中での価格比較を再度全体で行った結果、何が推進すべきものかといったものの起案の取り方をしていると思っております。書きぶりの中での表現が、ここはいかがなものかっていうところも確かにあるかもしれませんが、そういった意図ではありませんし、あくまでも全ての単価を比較した上で何が最も優位すべきものなのかといったところをこの中で起案を取ったものと御理解いただければと思います。

伊場勇委員長 何か言い訳に聞こえますね。暫時休憩します。

午後3時37分 休憩

午後3時50分 再開

伊場勇委員長 それでは、休憩を解きまして委員会を再開します。今、熱源の比較表の妥当性について議論しておりますが、そのほかに質問がある方

は挙手をお願いしたいと思います。

森山喜久副委員長 さっきからもう平行線だなと思っているんですが、10月2日のメールのところで、ほかの議員からも指摘があったんですけど、やっぱり「7月末に提出いただいた単価による比較資料を持って庁内説明をしています。」というところ、結局、それを変えたくないのがまず大前提なんだろうなと感じます。あと、イニシャルコストの関係もこれから説明していただきたいと思うんですけど、今回のメールを見る中で、今までの説明と私が質問していた内容の部分とで差異があるなと感じたところがあるんで、そこも明らかにしてもらいたいんです。

伊場勇委員長 「あくまでも7月末に提出いただいた単価による比較資料をもって庁内の説明をしています。」というところが、この629円の根拠を通して理由になっているんですか。

原田文化スポーツ推進課長 担当課としては、そのようには考えておりません。

伊場勇委員長 考えておりませんが、こういうふうにはさくら設計には指示しているわけですね。さくら設計に310円の根拠があるかどうかを確認しなければいけなくなるんですかね。これはどうなんですか。

原田文化スポーツ推進課長 さくら設計からは、事業者の聞き取りも踏まえ、310円というのが一つあるといった話は聞いておるところです。

森山喜久副委員長 さくら設計の関係で言えば、ガス事業者にヒアリングを行いました、石油情報センターの試算表は不要としてもよいと思いますという内容を含めて、実際に今までどういう経過だったのかというところは、もう委員会としてもさくら設計を呼ばなければいけないのかなとも感じるんですね。その辺はまたどうするか、委員長、また皆さんにお諮りしなければいけないんですけど、執行部としてはもう629円とい

うことで進めてきているし、そのままだっていることでもいいんですかね。
あくまでも参考資料が310円だということですよね。

原田文化スポーツ推進課長 資料上の整理としまして、参考資料と書いておるところでして、629円の単価が必ず間違いかとなると、そこは判断できないというところで、LPガスに関しましては幅があるといった認識を取っておるところです。なお、こちらに関しては、さくら設計は不要としていいですと表現していると思うんですけども、担当課の受け止め方としては、こちらの価格から幅があるといった整理をしておるところです。

伊場勇委員長 幅があるですね。例えば、ガラス未来館でもプロパンを使っているじゃないですか。それは分かりますか。その単価が分かればいいと思ったんですけど、どうですか。

原田文化スポーツ推進課長 電気炉ですので、プロパンガスは使っておりませんで、高圧キュービクルだと理解しています。繰り返しになりますが、市監理室が確認して、当時、LPガスを一番使っている施設を調べたらおのサンサッカーパークだったので、これは我々が所管しているところなので、価格は幾らだと申し上げたところです。

伊場勇委員長 そうしたら、市民体育館の10分の1ぐらいの使用量でやっているところの単価はるる言われたとおりということですね。

原田文化スポーツ推進課長 過去であれば、各学校の調理室等で使っておったかと思うんですが、今は給食センターになっておりますので、現行で一番使っておる部署は、我々の部署だったといったところです。

森山喜久副委員長 話を交えて申し訳ないんですけど、資料3のメール、4ページ目、①LPガスの場合のバルクタンクの設置について、現在2.9

トンで2台設置で試算しているとあります。私の考えは、2.9トンが1基のつもりで、それを980キログラムのバルクタンクにしたら、インシャルコスト含めて安くなるんじゃないかという質問をさせてもらったんですよ。2基になったときの説明が以前にあったと思うんですけど、その辺を再度説明してもらってよろしいですか。

伊場勇委員長 これは2基で試算していて、その金額を私たちは見ていたということですか。

原田文化スポーツ推進課長 こちらは使用料の計算上は2基程度のガスバルクタンクとはなっているんですけども、再度確認を取っておりまして、2.9トン1基で——多分委員会から980キログラムでも十分に事足りるのではないかと御指摘を頂いたと思っております。2.9トン2台というのは間違いです。

森山喜久副委員長 その比較表で、ガス空調機の工事概算で1,094万4,800円という数字を出されて、2.9トンのガスバルクタンクが約700万円で、980キログラムだったら約350万円だと回答を得たという説明があったんですが、その辺の内訳を再度教えてください。基数含めてどうだったのかを確認したいです。

原田文化スポーツ推進課長 今のところはガス工事の概算費用のところで御説明をさせていただいたかと思っております。GHPで、LPガスであれば1,100万円程度、都市ガスであれば528万円という数字の比較で申し上げたと思っております。こちらに関しては、2.9トンが1基当たり約700万円、これもまた市場価格や状況によって価格が違うのは存じた上なんですけれども、設計業者が見積りした価格は700万円と聞いております。一方、980キログラムの方は1基当たり幾らかという質問をしたところ、350万円と回答を受けたと御説明させていただいたと思っております。

白井健一郎委員 私はずっと2基だと理解していたんですけど、2.9トン
1基ですか。これは私の理解不足かもしれませんが、バルクタンク1基
ということは10日に1回ぐらいの充填が必要ということになりますか。

原田文化スポーツ推進課長 一番使う時期にフルで入っていた場合には、2基
あれば3週間に1回と書いてあります。計算上は1基ですので、その半
分、10日から15日程度で充填が必要と聞いているところです。一方、
当時聞いた説明では980キログラムだと、計算上は二、三日に1回充
填が必要で、土日も含めると現実的ではないので、最大使用量で考える
と2.9トンが必要だという説明を受けて、説明させていただいたところ
です。

森山喜久副委員長 今、2.9トンで700万円、980キログラムで350
万円、これはさくら設計が見積りを徴取した結果、その数字が入ってい
るということでもいいんですか。

原田文化スポーツ推進課長 はい、そのとおりです。

森山喜久副委員長 先ほど執行部のほうで、例えばネット環境など含めて確認
したところの分で、私も同じようにネットで調べさせてもらった中で言
えば、2.9トンは1基当たり700万円、民生用は698万円、工業
用は708万円という形の記載があって、また、980キログラムの分
では170万円なんです。すごく差があるなと。比較表のほう、ガス
工事の概算の部分で、上のほうに室外機の機器類で定価掛ける0.4と。
これに消費税はかかってくるんでしょうけど、そういうのを考えたとき
に、700万円掛ける0.4で消費税も含めて350万円、それが2基
で700万円なのかなと思っていました。一方で、980キログラムだ
ったら計算が合わないなと思った中で、その辺は今初めて聞いた数字な
のかもしれませんが、どうなのでしょう。

原田文化スポーツ推進課長　今、副委員長がおっしゃった数字は把握していない数字でして、初めて聞いたところでもあります。ただ、乖離があるのが、先ほどの繰り返しになりますけれども、それによって比較をしておりますので、乖離があるのであれば是正をする必要があると理解しておりますので、この辺りは再度、設計会社に問い合わせたいと思いますが、見積りを基に設計されたということは確認しておるところです。

森山喜久副委員長　ちなみにそれ以外の今、1, 100万円のところで700万円が本体価格的な部分なんでしょうけど、残りの400万円は具材費とか土台費とかそういった形も含めて、これもヒアリングで確認したんですか。

原田文化スポーツ推進課長　そういったもの、いわゆるガスバルクタンクを置く土台など基礎の部分ですね。これらも含めてと聞いております。一方で都市ガスに关しましては、繰り返しになりますが、市民館のほうに中圧管の出入口がありますので、そちらのほうから引いてきたイニシャルコストが入っておると聞いております。

森山喜久副委員長　980キログラムと2.9トンだったら、結局3倍以上の重さの差がある中で言えば、土台にかかってくる費用なども全然変わってくると思うんですよ。材料費のところなど、一定程度安全面でやらなきゃいけない基準というのは、多分、1トン以上と1トン未満ですごく差があるという話も聞いたことあるんです。ですから、同じような形で400万円なのかなと思ったら400万円じゃあないよね。980キログラムにしたらもう少しコストが下がるのかなと思っています。その辺のお考えをまずはお聞きします。

原田文化スポーツ推進課長　今はその辺りの数字は持っておりませんので、すぐにお答えしかねるところではあるんですけれども、こちらに関しては

また設計会社に確認したいと思います。

白井健一郎委員 委員の皆さんには、昨年の第3回定例会の総務文教常任委員会の9月20日の資料の真ん中の表を見てほしいんです。カラーの表です。執行部もお持ちですか。聞き取りを反映した後のコスト比較の直線です。これが出てから委員の中で共通認識として持っていたのは、この表をベースにして考えているということなんですけど、この表というのはプロパンガスの単価は310円を基礎としているんですよね。LPガスの料金として単価は310円となっています。ですから、私はこれを前提としてずっと考えてきたので、今さら何で629円みたいな数字が出てくるんだという話ですね。どうしてこんなことになっているんだということで、やり取りのメールなどを見てみると、310円という数字はどこに行ったのか、これは根拠が薄かったのかということになってきたんですよ。そこら辺をどう御理解なされていますか。

原田文化スポーツ推進課長 今、白井委員がおっしゃったのは、310円という単価の表の訂正した部分で見られていると理解しております。当然、こちらの表も参酌しながら、今回は導入に関して比較的安価に行けるのは何かといったところで、都市ガスに優位性があると理解しておるところです。一方、当初になりますけれども、9月に訂正を出させていただいた資料は、LPガスの角度が上がっていたかと思いますので、幅があると。先ほどから繰り返し申しておりますけれども、LPガスについては若干の幅があるといったところの推測も入れながら、それでも都市ガスのほうが安価であるということを今回試算では示しておるところです。

白井健一郎委員 もうちょっと話を詰めますと、310円プラスアルファの幅なのか、310円から629円あたりの幅まで含まれるのか、あるいは629円を中心に考えられているのか、どうなのでしょう。

原田文化スポーツ推進課長 それに関してはやはり310円を見据えて試算し

たところでは。それにおきまして多少指摘がありましたので、イニシャルコストに若干の差異はあるかもしれませんが、イニシャルコストで500万円の差、また、ランニングコストで年間70万円程度差が出てくるのではないかといたところを見据えたところです。

森山喜久副委員長 2.9トンと980キログラムに戻って申し訳ないですけど、先ほど見積りの分はあくまで1基で、それぞれ700万円と350万円で見積りは出たという認識でよろしいですね。

原田文化スポーツ推進課長 はい、そのとおりです。

森山喜久副委員長 あと、980キログラムの分で計算したときに、最大値で開栓すれば3日程度だろうという試算があるんですけど、実際、年がら年中というか、一日中全て使うという大前提で言われているけれども、現実的にそういうふうな可能性はあるんですか。

原田文化スポーツ推進課長 そこまでフルで1日中使うことは、今のところは想定しておりません。多分、後ほどその使い方についても御質問いただくんだろうと思っておりますけれども、そこまでのことは考えておりません。ただ、最大値ということで業者から提案があったものがこちらだと把握しています。

森山喜久副委員長 ならば、最大値と現実使用する可能性のある時間帯とか頻度などの分も多少は考慮していかなければいけないという認識はあるということでしょうかね。

原田文化スポーツ推進課長 そう思っております。やはり私どももいろいろ研究というか、インターネットの情報だけでは物足りないというところもありましたので、いろいろな方に御相談させていただいたり聞き取りをしたりする中で、皆様方がおっしゃっているとおり、2.9トンではち

よっと大きいのかなあと思っているところがありまして、その辺りは柔軟に、いろいろな意見を踏まえながら、何が最適なのか過剰な投資をしていないのかというところをチェックしているところです。

森山喜久副委員長 先ほどのコスト比較の試算表とか図面の関係とかからしたら、結果的に都市ガスの話のところにあった図面になるかもしれないけど、今指摘したところのイニシャルコストの関係とか、特にガス工事の概算のところにしても、実際にL P ガスにしたとき、都市ガスにしたとき、また、L P ガスでも2.9トンと980キログラムにしたとき、結構差が出てくると思うんですよ。そういったところをまた改めて計算し直して状況を把握するということでもいいんですか。

原田文化スポーツ推進課長 状況は再度把握いたします。10月の段階で御説明させていただいたのは、あくまでも2.9トンが700万円程度、980キロであれば350万円程度で、差額を踏まえても、ランニングコスト、イニシャルコストとも都市ガスが優位だと判断しておりますと御説明させていただいたところと思っております。これが本当に大幅に変わるようであれば再度の検討も必要かとは思いますが、このあたりは若干、若干と言っているのか分かりませんが、先ほど指摘のところですね、350万円、170万円ということであれば、それなりにまた切迫してくるところではありますので、その辺りは状況を重々把握したいと思っておるところです。

森山喜久副委員長 資料1と資料6を合わせて確認していきたいんですが、いいですか。

伊場勇委員長 非常用電源設備のことですか。（発言する者あり）

森山喜久副委員長 では、後にします。

大井淳一郎委員 修正後の資料が出されましたね。３１０円を基にした、さっき白井委員が指摘した資料です。これは２．９トンが２基ですか、１基ですか。どちらで計算されましたか。イニシャルコスト、ランニングコストの試算比較表の修正後のものです。こちらは単価３１０円を基にしているのは分かります。２．９トンのガスバルクタンクは、１基なのか、２基なのか、どちらで計算されているかは分かりますか。

原田文化スポーツ推進課長 １基と確認しておるところです。２．９トンも１基、比較対象にはなってないですけど、９８０キロも１基を想定しております。

森山喜久副委員長 先ほど現在２．９トン２台設置で試算しているというのは、なぜこういう現象が行われたのか、教えてもらっていいですか。

原田文化スポーツ推進課長 確認をいたしますけれども、皆様方から９８０キログラム、２．９トンのお話が出たときにそれぞれ確認を取っておりますので、もう一度整理させていただいて、何か不備があるようであれば御報告させていただきます。

伊場勇委員長 それでは、ほかに質疑は大丈夫ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、次の（４）に行きます。市民が使用しやすい環境についてです。これについては実際の使い方です。今、議員等々の中でもつけても温もらない、冷えないじゃいけないだろうという話です。それを想定しながらいろいろな選定をしていかなきゃいけないと思います。実際、市民が使う場合についてどのように考えているのか、状況を踏まえて教えてください。

原田文化スポーツ推進課長 今のところ、試算上から申しますと、冷房につきましては、７月から９月において稼働日数を２２日、１日の稼働時間１３時間の設定で試算したところです。また、冬場におきましては、稼働

時間は同じく 13 時間、月別の稼働日数は 20 日から 22 日といったところで計算をしておるところです。

伊場勇委員長 使用料等々です。実際の使い方についてももう少し具体的に教えてもらえますか。

原田文化スポーツ推進課長 今のは試算値の計算ベースで、今のところの我々担当課が考えておりますこの冷暖房の使用の間隔ですけれども、夏場は先ほど申しました時間、朝 9 時から夕方までかなと思っておりますけれども、夜間に差しかかるまで冷房を稼働していきたいと考えておるところです。また、利用があるときは全ての時間帯での稼働を当初は見込んでおるところです。一方、冬場につきましては、状況を把握しながらですけれども、暖房をつけた状態での運動がいいのか、運動を伴わないイベント等も開催されることがありますので、そちらに関しては臨機応変に使用していきたいと思っておるところです。しかし、その一方で、当然電気代等の比較検討は常に行っていく所存でして、こちらにつきましては利用しないでいいものはできるだけ利用を省いていきたいと思っておりますし、一方で御質問のありました使用料に関しましては、他市の施設も勘案しながら、価格は少し上げる方向で今のところは検討しておるところです。先般もお伝えをさせていただきましたけれども、下関市の J : COMアリーナであれば、本市の体育館の約 2 倍でした。当然、施設全館空調かつ新築物件ですので、そちらの価格があらうと思います。また、先般視察に行かせていただきました下松市であれば、私どもの体育館の使用料の 1.23 倍だったと。それとは別に 1 時間当たり数千円、4,000 円だったと思いますけれども、冷暖房の使用料を取るといったものでありました。私どもとしては、今のところ 1 時間当たりの使用料の中に、先ほど申しました冷暖房の費用といいますか、そちらのほうも一緒に徴収する形で上げさせていただく所存です。

大井淳一郎委員 これは確認になりますが、利用される夏季と冬季です。これ

はよく利用する場合に、冷房を使う、暖房を使うというのは任意ですか。
これはもうずっとつけている状態なので、強制的というのはあまりよくないけど、自動的に少し上乗せされた使用料を払うという形でよろしいんでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 基本的には常に使うように考えておりますので、自動的に使用料を上げさせていただいた状態で徴収した中から、エアコンの使用料も一部御負担いただきながら使っていただくことを考えております。いわゆる下松市の、別途エアコンの使用料を取るといった形は今のところ検討はしておりません。

大井淳一郎委員 それで使うときと使わないときが多分あると思うんですよね。つまり、全ての営業時間でずっと稼働するわけじゃないと思うんです。付けたり消したりする形になると思うんですが、そういう運用なんですか。

原田文化スポーツ推進課長 夜間がどれだけ冷えたままの状態か、先ほど夕方ぐらいまでと申しましたけれども、夜間になってある程度冷えた状態でどこまでもつかというところも把握しながら、不要な動力源を使わないような形で運用していきたいと、今のところは考えております。

大井淳一郎委員 この委員会の最初のほうで、輻射式そのもののメリット、デメリットとありました。デメリットの中で、急に冷えないというところがあつたんですが、例えば9時ぐらいから使うときに、冷やすためには1時間ぐらい前から冷やさなければいけないとすると、なかなか大変だなと思うんです。暑いときは午前中でも30度を超えているときもありますが、そのような対応の仕方は考えていらっしゃいますか。

原田文化スポーツ推進課長 体育施設のほうは、実は指定管理者に依頼しておりまして、勤務時間が8時半からになっておりまして、体育施設の利用

開始は9時からになっておりますので、30分前には常に早めに出勤を頂いておりますので、早めにつけていただく方向で夏場は調整をしたいと思っております。とはいえ、前にもお伝えしたと思うんですが、大会等のイベントがありまして、9時のタイミングでもうフルで活動するような事案がありましたら、多少時間外といいますか、早めに出ていただいて、そちらの対応をしていただきたいと思っておるところです。

大井淳一郎委員 これは今後の話になるかもしれないし、喫緊の課題かもしれませんが、今言われるように、指定管理者からすればつけるとか消すとかの労力が増えますね。指定管理料に何らかの影響はあるんでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 光熱水費につきましては指定管理料の中に含んでおりますので、影響はあると思っております。ただ、つけたり消したりする手間に関しましては、今のところ、いわゆる執務室といいますか、事務室のところに電源装置を置かせていただくつもりですので、さほど労力にかかるものではないと理解しております。

森山喜久副委員長 これからの部分でしょうけど、例えば、バレーとかバスケとかであれば全面フル活用するような形のイメージを持つんですけど、バトミントンとか卓球とかで言えば、4分の1など面積的には全面を使ってやることは、大会以外ではないのかなと思っています。そういった団体も含めて、とにかく冷暖房込みの利用料の設定を考えているということでもいいですか。

原田文化スポーツ推進課長 今のところは、その方向で調整したいと考えております。

森山喜久副委員長 輻射式は効き始めるのに1時間くらいかかるんですか。

原田文化スポーツ推進課長　いろいろ所見はあるんですけども、稼働すればすぐに水が回り始めますので、場所によっては15分程度で効き始めます。輻射式のパネルに近いほうだったら早く効果が出ますが、暑い時期に全体を一律で冷やすとなれば1時間ぐらいではないかと聞いておるところです。

森山喜久副委員長　温度、湿度である程度下がってくるのは分かるんですけど、要は大人数の大会などがあつたときに、夏場でやつたときの設定温度のイメージ、先ほど、26度程度みたいな表現もあつたけど、どの程度になるという想定でされるのか、その辺を教えてもらっていいですか。

原田文化スポーツ推進課長　今のところの想定ですけども、中に水を通すような形で輻射式の熱が伝わってくるようになりますけれども、水温が15度であると、先ほど申しました26度程度になっていくものと推測しております。また、冬場に関しましては、50度のお湯を配管に通すことで室温を20度程度前半になろうかと思えます。15度の水、50度のお湯を通して、もっと冷たい、熱いお湯を通すことも可能ですので、それなりに熱くする、冷たくするで、都市ガスヒートポンプの動力が必要となりますけれども、そういった幅で操作はできることは理解しております。

森山喜久副委員長　冷水です。今、15度という表現があつたけど、それはガスヒートポンプで水を冷やした状況の中で回していく、設定温度は10度が一番下というイメージなんでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長　まだ効かせられるはずですよ。いわゆるゼロに近い温度の水が回ればもっと低くできます。

森山喜久副委員長　要は真夏のときにその水を流すという形で、通常の水だったら、水道水などはもう夏場は温かいじゃないですか。夏場の時期にそ

れを流すのかと思ったら、冷やして流すという形の分では、それなら一定程度冷えていくのかなと思いつつも、実際、今までに輻射式の冷暖房を導入したところで、輻射式冷暖房を稼働させたが熱中症にかかったという事例などの報告は特にないということではないですか。

原田文化スポーツ推進課長 全てを調べているわけではないですけども、逆にかなり解消されたっていうのと、また、意外と冬場の暖房効果はかなり期待できると。床暖房みたいな形になるんでしょうか、当然床に敷いてはいないんですけども、いわゆる輻射熱ですので、物に温度が移って行ってそれを体感できるという仕組みですので、そういった効果があるとは承知しております。

森山喜久副委員長 実際、こちらは雪国ではないから、冬場の使用はあまり考えないのかなと。ただ、夏場で怖いのは、やっぱり2億円からかかっていくような施設で、結局涼しくないとか、熱中症になってしまったという話になるのが一番怖いんですよ。その辺の研究もじっくりされた上で輻射熱になったという理解でいいですか。

原田文化スポーツ推進課長 各施設を見させていただき、情報を取り寄せる中で輻射熱の冷房システムが効果を発揮するということは理解しておるところです。また、一番苦情が出るというか、輻射式で苦情が出るとしたら効果が効きにくいところだと、副委員長はおっしゃりたいんだと思うんですけど、そういった方々というのは、実は運動されていない観客などで、なかなか体感しづらいという声を聞くということは承知しております。その方々に関しては、本市は2階には空冷式のものを数か所に導入する予定ですので、2階のほうはひんやりと風が当たるようなイメージです。体育館内で活動されている方に関しては、原則、輻射熱で、2メートル範囲は温度が下がっているのに加えて、競技にさほど影響がない形で、空気が降りていきますので、冷たい風も少しサイドによけられれば感じられるのではないかと。ハイブリッドで利用したときで

すけれども、そういった効果が期待できると思っております。

伊場勇委員長 そのほか、御意見はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
次に行きます。（５）の避難所の機能について、資料にメール文を添付しております。資料６です。御覧ください。常用電源設備についてです。
①の全ての実現において運転には電気が必要になるため、ガス燃料等がある場合でも運転が不可となるということで、災害時の運転には電気容量が必要となるということです。実際、災害時用の非常用発電機等で賄うことができれば運転が可能ということで、次のページが回答になっておりまして、①輻射式空調システムの災害時の運転について、（発言する者あり）すみません。前後しましたが、２ページ目が質問で、１ページが回答ということです。現在、①のところでは、現在設置されている非常用発電機が５０キロボルトアンペアあり、最低限の消防設備で使用する数字を除いた３９キロボルトアンペアの範囲で残りの設備を行うことが可能となっているんです。非常用電源設備をつけるか、つけないかを検討していますなどという答弁を今まで頂いておりましたが、さくら設計からのこの回答の文面はどういうふうに理解したらいいのかと思うんですけども、担当課の考えはどうなんですか。

三浦文化スポーツ推進課課長補佐兼スポーツ振興係長 こちらにつきましては、現在施設を運営するために必要な電源ということで御理解いただけたらと思います。ですので、事務室とかを運営するため、何かあったときの電源の確保というところで非常用電源設備があると。新しくつける空調などに対しての容量があるものということではないと。消防用、消火器用の非常用電源は現在もあるということです。

伊場勇委員長 それを代用することはできないということですか。２階の空冷式のものではなくて、輻射式冷暖房を災害時に電気が停まったときに稼働するための弱電をこれで賄うことはできないということですか。

三浦文化スポーツ推進課課長補佐兼スポーツ振興係長 基本的には消防用設備のための非常用電源ということで設置しておりますので、そちらのほうで代用は想定していません。

伊場勇委員長 できるか、できないかを聞いているんです。できないということですか。

三浦文化スポーツ推進課課長補佐兼スポーツ振興係長 そこについては確認しないと分かりません。

大井淳一郎委員 先ほどの課長補佐の話から行くと、10月3日、9月10日、9月20日辺りで「非常用電源装置はありません」という答弁が結構あるんですが、これは異なるということですよ。まずここを確認したいと思います。

三浦文化スポーツ推進課課長補佐兼スポーツ振興係長 説明が皆さんに伝わりが悪かったのであれば、大変申し訳ありません。消防用設備としての非常用発電機がありますけど、それ以外の部分、つまり施設を維持管理するとかの発電機はないというところで、非常用電源はありませんと御理解いただければと思います。

白井健一郎委員 現在設置されている非常用発電機は50キロボルトアンペアですね。消防設備で使用するのは11キロボルトアンペアだから残り39キロボルトアンペアあります。陳情の聞き取りのときに、例えば、地震のときに、プロパンガスを熱源にしていたら、軒先に残っているガスで10時間回せるという話を伺ったんです。そのときにガスだけだったら動かないと。初めに電力で起動させなくちゃいけないと。それが今できないという理解ですか。

三浦文化スポーツ推進課課長補佐兼スポーツ振興係長 先ほどお答えしたとこ

ろで、設備のつなぎ方ですとか整備の仕方とかによって、できる、できないというのは把握しておりませんので、ここでは回答はできません。

白井健一郎委員　そこは一つ大切な論点になると思いますので、確認をお願いします。

伊場勇委員長　そうですね。白井委員に言われてここを見ると、何かできそうですね。何かできるように思いますけれども、生かす設備にもよりますが、そこに設備があるので、非常用電源を生かす設備はまた新たに必要なのかもしれません。避難上の観点なので、今話しているのは重要なところだと思います。

森山喜久副委員長　確認したいんですけど、非常用発電機とか非常用電源とかいろいろな言い方になってきているんで確認したいんですけど、今のは消防法上の非常電源ですか、それとも、建築基準法で言うところの予備電源ですか、どちらか分かりますか。

三浦文化スポーツ推進課課長補佐兼スポーツ振興係長　消防点検の際に、そういうものが不足しているなどの項目は入っておりますので、消防用のものと理解しております。

森山喜久副委員長　消防法上なのかもしれないですけど、その中で自家発電設備としてあるのか、蓄電池設備としてあるのか、その辺は分かりますか。

三浦文化スポーツ推進課課長補佐兼スポーツ振興係長　現時点で分かりませんので、また確認させてください。

森山喜久副委員長　消防法上でしょうけど、こういった施設で入っているのか。このメールでもあるように、残りの設備として賄うことが可能だと書いてあるが、実際にできるのかどうかというところを含めて、今後確

認していただいてよろしいでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 このメールには数値上のことが書いてあるとお
っておりますので、今のことは確認をさせていただきます。

大井淳一郎委員 10月3日、9月10日、9月20日、非常用電源装置につ
いての説明の中で、現在のところ非常用電源装置を導入する予定はない
と答弁していますが、この理由は何ですか。どこがネックなのか、コス
トなのか、場所なのか、それ以外なのか、これについてお答えいただい
ければと思います。

原田文化スポーツ推進課長 担当課としましては、場所や物の置場に困ること
はありませんが、やはり、導入コストを抑えたいというところがありま
すので、今のところは導入を検討せず、導入費用の算出だけを求めるも
のとしたところです。

大井淳一郎委員 非常用電源装置を置いた場合のコストは把握しておられます
か。

原田文化スポーツ推進課長 それを把握するためにこのたび設計委託をお願い
していると思っております。その金額が出てからまたお答えさせていた
だきたいと思っております。

森山喜久副委員長 場合によっては、今の自家発電電気を流用できて対応できる
のであれば、防災用の対応もできると。それに伴って使途が広がること
も考慮できるということでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 その辺りも踏まえて、いわゆる空調だけが電気では
ないので、体育館はLEDに変わっておりますけど、LEDの照明な
ど全般的に転用ができるのかというところも踏まえて検討したい、確認

してお答えをする所存です。

白井健一郎委員　今、ここでの話は輻射式冷暖房を導入したときということで、避難所機能がどうかということなので、都市ガスとプロパンガスの比較の問題は違うかもしれないので、その点は委員長がもちろん制限しているんですけど、陳情者にプロパンの優位性を聞いたところ、例えば、災害時でも軒先のプロパンガスを使えば10時間ぐらい温まりますよと。あるいは、管が断裂した場合も、東日本大震災の例だと、都市ガスの場合は47日か49日ぐらいかかるけれども、プロパンガスの場合は35日ぐらいだったという実績があると。プロパンガスは非常に災害に強いとおっしゃられた。私みたいな素人が考えると、逆にプロパンが断裂したら火災が発生するんじゃないかと。この前の能登半島地震でもそうですけど、震災で厳しく建物が倒れたところが、そのあと、1日か2日くらい焼野原になってしまうっていう状況を見たと思われるんですけども、そういうのは実はプロパンガスが原因じゃないかという気もしたりして、とにかく、プロパンガスに優位性があるのか、都市ガスに優位性があるのか——陳情者の陳情を聞いて、特にプロパンガスのほうが災害時に優位性があるんじゃないかという検討をなされたのかどうかをお聞きしたいと思います。

原田文化スポーツ推進課長　その辺りは、陳情者が言われる前から三つの熱源で比較検討してきたと思っております。最終的には価格の面も含めて都市ガスで行きたいということを申し上げているところです。その前に、やはり都市ガス管が本市に張りめぐらされている状況、その中でも中圧管という災害に強い管が既に導入されていることもひとつ考えられました。一方、おっしゃられているように、LPガスの災害時の優位性である可搬性、ボンベを持っていけば対応できたり、軒先在庫で既に充填されているものは使えたりするという利点も考えたんですけども、そういった中においても、担当課としましては通常時に市民体育館を使っていく上で、通常時と非常時を踏まえた上で、どちらのほうに優位性がある

るかといったところを考えたときに、やはり安全性も踏まえた上で都市ガスのほうが安価に安全に利用できるのではないかと今のところは考えています。

白井健一郎委員 輻射式冷暖房を導入するに当たって、熱源をどうするかという話はかなり右往左往したわけですが、ここで一旦まとめてみると、初めに担当課が、率直に言って都市ガスで行きたいと出されてきた。それに対して、プロパンガスの会社が陳情として、単価の問題、629円じゃなくて310円でもできるという話がありました。それから、災害時にはプロパンガスのほうが優位性ありますよという話をもってプロパンガスを使ってくださいと言ってきたわけです。その二つ問題があるんですが、一つ目の価格の問題は、先ほどずっと話しましたが、果たして単価が310円になってどうなのかという話です。先ほど比較表がありました。私から見たら、都市ガスとプロパンガスの価格は大差がないように見えました。もう一つ、災害時にプロパンガスの優位性がどれだけあるかと言っても、私が今申し上げたように、例えば火災の原因がプロパンガスにあるんじゃないかということを考えると、果たしてプロパンガスにそんなに災害時に優位性があるのかなというのも疑問に思いました。そういうふうな流れがあるわけです。今日の議論では単価は629円を取るのか310円を取るのかということでもかなりの熱い議論があったわけですが、全般的に見てどう思われているのかということをお聞きしたいと思います。

原田文化スポーツ推進課長 皆様方からも御指摘を頂く中、我々も調べる中で、ここに導入するものとして一番いいのは何かといったところを考えたときに、御指摘があったように、年間70万円程度の差ですので、大差ないじゃないかと言われればそれまでかもしれませんが、これはあくまでも試算の中で検討したもので、そう言いましても何年間もたちますとそれなりの差が出てくる金額であります。それと同時に、都市ガスとLPガスの優位性、可搬性または安全性についても、全般的な考慮を

した中でも、やはり最後の決め手となるものは、使用料に反映するランニングコスト、イニシャルコストだと考えておりますので、担当課としては現時点では都市ガスで進めていきたいと思っておりますし、今の段階ではこちらに優位性があると思っておりますので、こちらの考えを今のところ改めるところはないと考えておるところです。

伊場勇委員長　火災はプロパンガスが原因かという、それについて以前LPガス協会の方が来られて、そのままにしておけば爆発することは基本的にはないと。ただ、少し空いていたとか、使用中とかで地震が起きたとき、それもすぐシャットダウンされるけど、少しの量でそうなる確率はゼロではないと。都市ガスもそうです。都市ガスも途中で断裂して火が起こればボンとなるわけですから、その辺の空気が混ざるなどがあると思うんで、その辺については訂正してもいいかなと思いますが、いかがですか。

白井健一郎委員　担当課が検討された際に、これは災害時ではなくて、通常時にプロパンのほうはガス漏れの危険があるっていうのを確か出されていたと思うんですよ。これを比較検討したときの資料にきっちり明記していると思うんですけども、（発言する者あり）ですから、そういうことを考えれば、都市ガスと比較して、プロパンガスのほうが、あくまで比較しての話ですけども、漏れやすいのかなということは一般的に言えるのではないかと思います。

伊場勇委員長　それを受け止めるとの話だけだね。でも、LPガス協会から聞いた内容とちょっと違いました。それは否定しましたね。もう一度白井委員には議事録を見直していただいて、議事録に出ていますので確認をお願いしたいと思います。避難所についてやっておりますが、いかがですか。これは実施設計の仕様書などには避難所についてはなかなか書きにくかったのか。何かこれを入れなかったというところの点についてはどう受け止めたらいいいですか。避難所に関連することについて、仕様書、

実施設計についての委託の内容です。非常用電源ぐらいでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長　その他にトイレの改修等を明記したところですので、委員長がおっしゃるとおり、非常用電源の項目はありますけれども、それ以外はいくまでも市民体育館の整備事業の中での空調設備などの仕様書になっているところです。業者との打合せの中では、先ほどの繰り返しになります、非常用電源のことや今回の熱源の対応について協議を行ったところです。

大井淳一郎委員　防災減災事業債を活用されていますが、これは仕様書をつくる前に検討されていたのか、それとも、つくってから予算要求したのか。この辺の技術的なことは分からないんだけど、防災減災事業債を使うからにはそういったことも仕様書に盛り込むべきではないかなと思うんですが、この辺の前後関係を教えてください。

原田文化スポーツ推進課長　前後関係だけで申しますと、当初予算の段階で緊急防災減災事業債を使うつもりで動いておりましたので、もうその時点で申請する方向で調整をして予算要求させていただきました。一方、仕様書はひな形をつくっていく中で、確定したのは5月、年度が変わってからになります。順番としては、緊急防災減災事業債を使う方向でこの仕様書ができたのは間違いありません。ただ一方で、その中で記載は特段していないといったところです。

大井淳一郎委員　当然、それは違法ということはないんでしょうけど、防災減災事業債を使うからには仕様書にそういったことも盛り込むことも必要ではなかったのかと思うんです。あえて外したわけではないと思うんですが、その辺の意図を教えてください。

原田文化スポーツ推進課長　緊急防災減災事業債を使う事業というのは今までにも多々あったかと思うんですけれども、全てを把握しているわけでは

ないですけれども、特段仕様書に書かなければならないって言ったことはなかったと理解しております。ここの要件に当てはまるもので仕様書等もつくっていったものと理解しております。

篠原協創部長 この緊急防災減災事業債は、いわゆる当初予算での財源ということで見込んでおりますが、起債ですから、適債性を問われるものです。ですから、実際に事業が完了しまして、施設整備が終わった後にその事業債の目的に合致しているかどうかというのは考えないといけないところですので、今の段階で全てがオーケーだというわけではないということをお承知おきいただきたいと思います。ただ、今の方向性であれば、財源としては一応充当が可能であると理解しておるところです。

大井淳一郎委員 仕様書の記載はなかったものの、原田課長が言われたように、設計業者と話す中で非常用電源の話もあったかもしれないけど、防災としての避難所の機能について詳しく打合せをしていないかもしれませんが、そういった話も考慮しているってことですよね。それによって、適債事業に乗るという理解でよろしいでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 設備の設置については、それを踏まえたような設計をしておるところです。

森山喜久副委員長 気になるのは、資料3の5枚目、業務仕様書の上から3行目、4行目のところです。業務仕様書では10月中旬に作図を提出する必要があります。「既にギリギリの状況です」の後です。「※業務仕様書では、議員対応や災害検討などふくまれていません。」とあって、特に今述べている災害検討が含まれていないと書かれている状況が気になるというところで、執行部の説明もありましたが、実際にはどうなのかというところに疑念があるんですけど、どうでしょうか。

伊場勇委員長 実施設計を行うところについての災害の観点についての話です

ね。

原田文化スポーツ推進課長　設計会社としては、ここに関しては仕様書に記載がないということをおっしゃりたいんだと思うんです。当然、委員会対応というところは書くことはないですし、一方で災害対応の検討というのは、業者にトータル設計をお願いしたわけではなく、あくまでも市民体育館の整備事業の主たる部分と、非常用電源を設置するとしたら幾らなのかという設計業務を仕様書上に書いており、それを委託したものと思っております。業者がここのメール文を書いた意図までは、——すみません。把握するべきなのかもしれないんですけど、多分、総合的なものを全般的に市として防災計画を私どもが立てるわけではないですよという意図だと思っておるところです。全般的にはですよ。私どもの言う狭義の防災計画というか、狭義の避難所として緊急防災減災事業債を使う意図と、広義の意味での捉え方のところかなと理解しております。

森山喜久副委員長　今の段階では、その災害関係について、取りあえず執行部と設計業者と思いは一致しているという認識でいいですか。

原田文化スポーツ推進課長　そのつもりで二人三脚をしてきたつもりではあります。ただ、御指摘を頂く点等を事前にもっと把握できれば、もっとスムーズに進んだのではないかという反省点は持っておるところです。

森山喜久副委員長　というのが、途中でそうやって書かれたと。9月24日なんでしょうけど、事前にそういう災害検討も含めてやっていきますとの意思疎通がもう少しできていれば、向こうのほうから実施設計に伴う形の提案の関係で、もうちょっと踏み込んだもの、考慮したものでよりよい提案ができたのではないですか。今のものが悪いというわけじゃないですけど、より精度の高いものができたのではないか、災害のところも検討されたものができたんじゃないかという懸念もあるんで指摘させていただいたんですけど、その辺はどうですか。

原田文化スポーツ推進課長 その辺りは我々も意識しながら進めてきたつもりですし、設備の設置図面の内容に関しては建築士とも相談しながら、よりよいものをつくってきたと思っておりますので、それをまた再度提案させていただく所存です。

白井健一郎委員 先ほど笹木委員から、行政目的は何かという話がありました。スポーツ施設ですから、スポーツ施設の冷暖房設備をいかに安く造るかというところで判断されたと思うんです。防災の施設でもあるんじゃないかという話は当然あるんですが、防災とは非常に幅広くなってしまう。では、何を防災として考えるかって言ったら、先ほど申し上げたように、陳情でプロパンガスにはこんなメリットがあると示されました。では、そのメリットには、都市ガスを熱源とした場合と比べて、果たして都市ガスからプロパンガスに乗り換えるだけのインパクトがあるのかどうかというところが基準になると思うんです。どう思われますか。

原田文化スポーツ推進課長 白井委員がおっしゃったとおりだと考えております。

松尾数則委員 LPガスと都市ガスでは、御存じのようにカロリーが違います。大体倍の差があります。その際に使用料には差が出るんですか。

原田文化スポーツ推進課長 これは御説明したかと思うんですが、計算式の中にその使用料の差も鑑みて計算しているところです。

伊場勇委員長 避難所としてのことについて、そのほかに御意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）その他の部分に移ります。その他の部分に移るんですけど、（３）の最後に２点あると言ったところの１点について回答していただいていないので、再度申し上げます。資料４の１０月１０日の起案文書の最後の２文です。「・総務文教常任委員会として

の意見の期限を、10/10までとする。」、「10/10 総務文教常任委員会から、「熱源決定の修正意見なし」と。別に我々は意見を求められていないですし、10月10日までに必ず意見を頂きたいという旨は聞いておりません。この2文を記載した起案書、庁内を回る文書について、この記載はふさわしかったのかどうか、見解を教えてください。

原田文化スポーツ推進課長 まず1点目について釈明といいますか、申し上げますと、10月3日の段階で総務文教常任委員会があったかと存じます。以前から、担当課として今回の熱源は都市ガスで進めたいと説明させていただいた中で、委員から「熱源を変更するのであれば、タイムリミットはいつなのか」という御質問を頂いておりましたので、10月3日に「10月10日であれば、変更修正は可能です」といったところをお伝えさせていただいたと思っております。これに対して、すみません、「意見なし」という形で書いているところは適切ではなかったと判断しておりますので、ここについては実務レベルで修正をどういうふうにかけるかというところはあるんですけども、修正をかけていきたいと思っております。

伊場勇委員長 この10月10日の最後の1文については修正するということなんですけども、この1文があると、総務文教常任委員会は都市ガスを熱源にするということについて問題ないということで意見がまとまっているというふうにも取られるわけですよ。意味が分かりますか。だからそこが誤解されるような——起案文書というのは大事な文書だと思いますので、こういった書き方はもう今後二度とないようにしていただきたいと思えます。その上もそうです。「・総務文教常任委員会としての意見の期限を、10/10までとする。」。意見の期限なんて、そもそも委員長として意見の期限を切った覚えはありません。ただ、10月10日まで熱源の変更がききますって言うだけなんです。だから、そういったことをここに書かれると、これを見られる方々、部長、総務部、副市長、市長ですね。ぜひ誤解を与えないような書き方をしていただき

たい。もし中継を見られていたら分かるでしょうが、皆さんお忙しいので、中継を見ていないでしょうから。この起案書というものの大切さは——今回は市民の方からもらって、これが判明したんですけれども、これは議会軽視という受け取り方をせざるを得なかったです。委員の皆さんがどう思うかは分かりませんが、委員会として許してはいけなし、これは議会としても議長にも相談しなければいけない事案だと思っています。それについて何かありますか。

篠原協創部長 起案文書の最後の２行と言いますか、委員会軽視あるいは議会軽視ではないかという捉え方の表現をしてしまいまして、この起案を通してしまいましたことについては大変おわび申し上げたいと思います。しかるべき処置を行いまして、修正できるところは修正して行きたいと考えております。

伊場勇委員長 この件についてはまた結果等々を報告していただきたい。また、どうするかについても議会としても検討していきたいと思いますので、お願いします。

大井淳一郎委員 今日プロパンガスの単価について議論が白熱したわけですが、都市ガスのコストは本当にこれで適正なのかということなんです。これはもう設計業者が出した金額で、特に執行側から合同ガスに何か問合せなどをしたということは一切ないということでよろしいでしょうか。イニシャルコストとかランニングコストとかが、LPガスと同じように都市ガスにも書いているんですけれども、この算出に当たっては、設計業者が出されたものをそのまま使っていると理解していいですか。

原田文化スポーツ推進課長 設計会社から出たものをそのまま引用しております。

大井淳一郎委員 執行部側から都市ガスの会社には、一切コンタクトしていな

いという理解でよろしいですか。このようなメールのやり取りはないという理解でよろしいでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 特段、山口合同ガスとお話ししたことはありません。

森山喜久副委員長 今後の市の防災のことを考えると、LPガス協会のほうには話を聞いたんですけど、委員会として、合同ガスとしての立場から都市ガスのことを聞いて、私たちが委員会として知見を高める必要があるのではないかと思います。その辺はどうでしょうか。

伊場勇委員長 今の質問は、委員会に投げかけたということですね。なるほど、都市ガスについては合同ガスになるかと思いますが、防災についての優位性とか中圧管がどの程度のものなのかとかは、我々の知見としてあってもいいと思いますし、知っておくべきかもしれませんね。防災については、より危機感を増して市の執行状況についても注視しなければいけないというのはあると思います。ただ、これは何を聞くかなど精査しなければいけないですし、相手方が来るかどうか分かりません。文書での回答になるかもしれませんので、その質問事項については、また精査してからの話になるかと思いますが、いかがでしょうか。

白井健一郎委員 担当課は都市ガスを提案して、それに対して我々はそれを覆すに足りるだけの根拠があるのかどうかを話し合っているのがこの場です。この場合に都市ガス関連の方を呼んで何を聞くかというのは非常に難しいと思うので、検討が必要だということを意見として申します。

大井淳一郎委員 都市ガスのほうから意見を聞く一つの要素は、防災のところだと思いますね。要はプロパンガスのほうが防災に強いんだと、都市ガスが防災に弱いとは言いませんが、優位性からいくとプロパンガスのほうに分があるんだという意見もあるじゃないですか。その中において、

いやいや都市ガスも災害にも強いということを書いてもらったほうがありがたい、ありがたいと言うか、都市ガスの立場から言えばそう言いたいかもしれないんで、呼ぶメリットはあると思います。コストは都市ガスの方が低いと出ていますんで、それも聞いていいと思います。実際にこの額でいいのか、もっと安いと言われるかもしれないです。

笹木慶之委員 いろいろな話が出てきたんですが、最終的なところに来たならば、今、行政目的というのは市の体育館を造るんですよ。それに対する関係をやっているわけです。ところが、いきなり話が防災に来たわけ。防災のことだったら、防災関係の部署からヒアリングしないと判断できないのではないですか。

伊場勇委員長 それは私に言っているんですか。

笹木慶之委員 そうです。切り離して聞かんといけん。それはそれとして、担当課に行って話をしないとクリアできんのではないかと思いますよ。

伊場勇委員長 それはもう分かっています。防災については少し宿題があったように思いますが、総務課に聞かなければいけない部分もあるかなとも思います。このことは一度聞いているんですよ。「輻射式冷暖房は、避難所としてどうかと思っています」と。「どうかな」とは何なんだというところもあります。今、文化スポーツ推進課が進めている内容について、避難所としての観点もあるという中で、委員会は、今後についてももっと全体を見てバランスよく、分散型エネルギー等々もありますけど、それをしっかりそう理解した上で判断しなければいけないと申し添えたいと思いますし、これから必要な部分については総務課にも聞いていきたいと思っています。指摘した10月10日の起案文書の2行について、誤解をされているかもしれませんので、再度の説明が必要かと思います。もしかしたらこの起案文書を見た方々が誤解をしているんじゃないですか。違いますか。それも分かりませんよね。この2行につい

て、だからもう委員会としては納得しているんですというふうに御理解されているのであれば、それはちょっと違いますよという話ですよ。その辺に間違った認識がないかを確認して、もう一度、再説明をすることは可能なんでしょうか。

篠原協創部長 持ち帰っての検討になろうかと思いますが、仮に修正するというになれば、きちんと持ち回って説明した上での決裁を取ってきたいと思います。

大井淳一郎委員 どこまで答えられるか分かりませんが、庁議でこのテーマについてはどういう説明をされていますか。庁議でもこういう市の重要なテーマは話すでしょう。さっきの「庁内で」というのも庁議のことかなと思ったんですが、どうでしょうか。

伊場勇委員長 メールに「庁内で説明しています。」とありましたね。

大井淳一郎委員 庁議でこのことについて話し合っているかどうか、部長、どうでしょう。

篠原協創部長 まず、庁議での議論といいますか、議題には上がっておりません。上がったのは令和6年度の当初予算案での各部局からの説明というところで触れた程度です。

大井淳一郎委員 7月の「庁内」というのは、どういう意味でしょうか。お答えできる範囲でお願いします。

篠原協創部長 メールに書かれているものは、これは起案を取っていく決裁ルート、決裁をする対象者を示しているものと理解しております。

伊場勇委員長 起案書で庁内に説明したということですね。

大井淳一郎委員　かなりデリケートな質問になるかと思うんですが、結局、これからどういう予算が上がってくるんですか。時期はなかなか言えないかもしれませんが、お答えできますか。どういった予算が出るんですか。結局、実施設計が締め切られましたと。

伊場勇委員長　契約の終期は3月の中盤ということですよ。

大井淳一郎委員　どういった予算が出されるのかなと。

原田文化スポーツ推進課長　現在、予算査定中でして、詳しいことはこの場では申し上げられません。

伊場勇委員長　そのほかはよろしいでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）付議事項2、その他もいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）今、いろいろと確認していただきたいという事項もありましたし、都市ガスについても知見を広げたらどうかという意見もありました。また、今回のやり取りを整理させていただいて、皆さんに投げかけさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、以上で本日の総務文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後5時9分　散会

令和7年（2025年）1月28日

総務文教常任委員長　伊　場　　勇